

産業教育常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成25年3月7日（木）午前9時

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	山浦安生君	副委員長	志摩浩志君
委員	中村正人君	委員	秋廣眞司君
委員	徳田拓志君	委員	時任英寛君
委員	西村新一郎君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 木野田 恵美子 君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	中村 功 君	農林水産政策課長	木野田 隆 君
農政畜産課長	緒方 祐二 君	林務水産課長	長野 豊 君
耕地課長	石原田 稔 君	農政畜産課長補佐兼 畜産G長)	徳丸 慎一郎 君
農林水産政策課主幹兼 政策G長)	桑木 治夫 君	耕地課主幹兼 管理G長)	平原 一幸 君
耕地課主幹兼 地G長)	柿木 安長 君	農政第1G長	山下 晃 君
農政第2G長	内田 大作 君	林務G長	塩屋 一成 君
水産G長	古江 洋一 君	政策G主査	内村 光孝 君
政策G主任主事	鶴之園 祥子 君		

商工観光部長	萬徳 茂樹 君	商工振興課長	池田 洋一 君
観光課長	藤山 光隆 君	霧島ジオパーク推進課長	坂之上 浩幸 君
企業振興室長	谷口 隆幸 君	観光課主幹兼 関平温泉・関平鉱泉所副所長)	武田 繁博 君
霧島ジオパーク推進課主幹兼 霧島ジオパーク推進G長)	中村 光彦 君	商工観光政策G長	田島 博文 君
観光PRG長	藤崎 勝清 君	観光地づくり・国立公園G長	八幡 洋一 君

教育長	高田 肥文 君	教育部長	宗像 成昭 君
教育総務課長	東郷 一徳 君	学校教育課長	山口 幸彦 君
保健体育課長兼 隼人学校給食センター所長)	中馬 吉和 君	生涯学習課長兼 隼人図書館長)	山下 修 君
文化振興課長	上牧 幸男 君	国分中央高校事務長	上脇田 寛 君
国分図書館長兼国分教育総務課長兼 メディアセンター所長)	津曲 正昭 君	教育総務課長補佐兼 教育政策G長)	本村 成明 君
保健体育課長補佐	池田 猛 君	生涯学習課長補佐	大久保 隆史 君

生涯学習課主幹兼) 松崎孝成君
学習情報G長) 安藤晋哉君
指導事務G長) 田中智絵君
教育政策G主任主事

生涯学習課主幹兼) 東中道誠君
生涯学習G長) 鈴木順一君
芸術文化G長兼) 鈴木順一君
文化財G長)

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 隈元秀一君

8 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

第一次霧島市総合計画後期基本計画（素案）について
議員と語りかいで出た意見について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（山浦安生君）

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。本日は、第一次霧島市総合計画後期基本計画（素案）について及び議員と語りかいで出た意見について所管事務調査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。本日は、第一次霧島市総合計画後期基本計画（素案）について、当委員会所管の施策に係る所管事務調査を行います。時間に限りがありますので、説明につきましては簡潔にお願いいたします。なお、詳細説明が必要な場合は、委員からの質疑に対する答弁で行ってください。また、本日の調査は、後期基本計画に掲載されている内容の確認でありますので、委員におかれましては、先日の打ち合わせのとおり、基本事業の中の事務事業の質疑は差し控えてください。まず、第一次霧島市総合計画後期基本計画（素案）について、教育部関係の調査を行います。執行部の説明をお願いいたします。

○教育部長（宗像成昭君）

はじめに、後期基本計画における教育委員会の施策の違いを申し上げます。教育委員会は、「育み磨きあうまちづくり」の政策の中で、五つの施策を推進してまいりました。前期基本計画の施策の3番目、「スポーツ、芸術文化の振興」、4番目の「伝統文化の保存・継承」とあったものを、後期基本計画におきましては、3番目に「スポーツの振興」、4番目に「文化の振興」に変更いたしております。前期基本計画期間では、スポーツと芸術文化を一つの施策として推進してまいりましたが、それぞれの意図があるわけではございますが、異なる分野のものを一つの施策にくくるのは適当でないこと、またスポーツ基本法が施行され、本市といたしましてもスポーツに関する諸事業を積極的に推進していく必要があることなどから、「スポーツの振興」を一つの施策とし、芸術文化は文化財と統合して「文化の振興」と改称することといたしました。それでは、各施策ごとの基本方針につきまして教育総務課長が説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○教育総務課長（東郷一徳君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。私の説明は、第一次霧島市総合計画後期基

本計画のこの素案を中心に説明をさせていただきます。それでは、よろしくお願ひいたします。学校教育の充実について、後期基本計画素案の45ページをお開きください。最初は44ページからになっております。「学校教育の充実」です。まずもって、45ページをお開きいただきます。中学校進路指導の充実を図る必要があることや、運動不足傾向の児童・生徒に対する働きかけを行う必要があることから、一つ目の基本方針を「子供たちが生き抜く力を身に付けるために、確かな学力の定着、思いやりの心と目標を持ち続け努力する心の醸成及び健康や体力の向上を図ります」といたしました。次に、年次計画に基づき校舎等の大規模改造を進める必要があることや、学校応援団の活性化を図る必要があることから、二つ目の基本方針を「安心・安全な教育環境を確保するため、年次的な教育施設改修等や防災教育及び交通安全教室などによる安全教育の推進を図るとともに、人材、自然などの地域の教育力を活用して、特色ある教育活動を推進します」としました。次に、新設学科の教育内容を充実させるために、特色あるカリキュラムの実施や、計画的に施設・設備の整備を進める必要があることや、高度資格取得のための実習環境の整備や、部活動等の推進等を行う必要があることから、三つ目の基本方針を「市立である国分中央高等学校をより魅力ある専門高校とするために、新設学科を中心に教育環境を整備し、生徒の進路決定率を高めます」といたしました。今、御説明いたしましたように、三番目の方針の所を中心に説明をさせていただきます。次に、49ページをお開きください。「青少年の健全育成」について御説明いたします。心と体のバランスがとれた「きりしまっ子」を育てるために、豊かな自然環境の中で、様々な体験活動を行う必要があることから、一つ目の基本方針を「霧島錦江湾国立公園をはじめとする本市の自然環境を活かした異年齢による体験活動等を通して、心と体のバランスがとれた『きりしまっ子』を育成します」といたしました。次に、子供たちが将来の夢に向かって努力する精神を醸成していく必要があることから、二つ目の基本方針を「次代を担う青少年が地元先輩たちに学び、夢や目標を持ち、努力する心を醸成します」といたしました。次に、家庭でのしつけを徹底するとともに、学校応援団活動の活性化を図ることで、地域の教育力を高めていく必要があることから、三つ目の基本方針を「家庭の教育力を高めるとともに、地域ぐるみで青少年を育成する気運を醸成し、地域全体の教育力を高めます」といたしました。次に、52ページをお開きください。「スポーツの振興」について御説明いたします。スポーツ関係の各種団体の活性化を図るため、それぞれの団体が主体的にイベントや大会を開催できるよう支援を強化していく必要があることや、「観るスポーツ」から「するスポーツ」へ結び付けていく必要があることから、基本方針を次のとおりといたしました。「平成23年度に旧スポーツ振興法を全部改正し制定された『スポーツ基本法』に基づき、市民の健康づくり及び体力向上を推進し、温もりと活力に満ちた明るく豊かな地域社会を築くために、子供から高齢者まで全ての人々がいつまでもスポーツに親しめる環境づくりを推進します。また、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、熱意と能力を持つスポーツ推進委員やスポーツ関係団体と連携を密にし、スポーツ人口の底辺拡大や技術・技能の向上に努めるとともに、国民体育大会鹿児島大会を見据えた体育施設の整備や、選手・指導者等の人材育成にも努めます」といたしました。次に、56ページをお開きください。「文化の振興」について御説明いたします。自主文化団体や個人が活発に芸術文化活動ができるように、環境を整備していく必要があることや、より市民が芸術文化に対してきっかけづくりや関心を持つような取組を展開していく必要があること、市民に優れた芸術作品等に触れる機

会を提供していく必要があることなどから、一つ目の基本方針を「芸術文化振興については、市民の自発的な文化活動を支援します。また、多様化する市民のニーズに対応した文化活動を推進するとともに、平成27年度に開催される国民文化祭鹿児島大会を契機に、芸術文化に対する関心をさらに高め、日常生活にゆとりと潤いを感じることでできる文化の薫り高いまちづくりを目指します」といたしました。次に、市民に文化財の大切さや重要性を知ってもらう必要があることや、年次的に文化財調査を実施し、その調査成果を基に保存・活用に努めていく必要があること、文化財調査に地域の歴史に精通した人材を活用するなど、地元と連携した保護活動を展開していく必要があること、郷土芸能の保存・継承については、学校や自治会を活用するなど、後継者確保の対策を講じる必要があることなどから、二つ目の基本方針を「地域や保存団体が主体となって郷土芸能をはじめとする無形文化財を保存・継承するとともに、市民が文化財を学び知る機会を設け、郷土づくりの意識や自発的な保存活動の高まりを促します。そのために、文化財や地域で行っている伝統文化活動を広く周知するための広報活動の強化に努めます。また、市内に点在している文化財や埋蔵文化財などの調査を進めるとともに、保存・活用及び整備を図ります」といたしました。次に、59ページをお開きください。「学習機会の充実」についての基本方針を説明します。市民が少しでも多くの学習機会に触れることができるよう、「いつでも・どこでも・だれでも」学習できる環境を整備していく必要があることや、市民意識調査において、「学習を全く行っていない」と答えた割合が高い就労年代層の学習意欲を向上させる必要があることから、一つ目の基本方針を「より多くの学習情報の収集・発信を行い、就労年代層の学習意欲を喚起するなど、市民全体の学び続けようとする意識の向上を図ります」といたしました。市民のニーズを十分把握し、それに対応した講座を検討する必要があることや、学習機会の情報提供を積極的に行う必要があることから、二つ目の基本方針を「学ぶことを『生きがい』『健康づくり』につなげるとともに、学んだことを社会還元し地域の活性化につなげる体制づくりの推進を図ります」といたしました。次に、公立図書館・室が、情報の拠点としての役割を果たすために、市民が必要とする本や資料を身近な場所で、速やかに利用できるように工夫する必要があることや、メディアセンターの各種機器を年次的に更新していく必要があることから、三つ目の基本方針を「市民の学習ニーズを把握するとともに、身近な学習活動の場を確保しながら、市民の学習活動を推進します」といたしました。

○委員長（山浦安生君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（西村新一郎君）

今、課長からる説明がありましたけれども、この設定理由、方針、いろいろとお話を頂きましたが、最後の所、図書館のメディアセンター、ここについて、現状と今度の計画について、後期基本計画について、どこか違いがあれば教えていただきたいと。というのが、図書館にこれだけの冊子が充実している所はそうないのではないかと、思うくらい非常に充実していると。高い評価を頂いていますよね。そして、この県下の中でも人口規模に応じて非常に出生数も多い。いわゆる幼児教育、ここに図書館の存在がどういう形で私は生かされているんだろうかと。幼児教育のためにこの図書館活用というのは実に大事な位置付けがなされるのではないかと、思いますが、ここをどのようにお考えになっているのか、ちょっとお聴かせを頂きたいと、思います。まず、そのことからお願い

いたします。

○国分図書館長兼国分教育総務課長兼メディアセンター所長（津曲正昭君）

図書館の件ですけれども、幼児教育ということですが、まずは幼児、乳幼児からブックスタートという事業を今やっております。昨年度から予算をちょっと増やしていただきまして、より良い本を提供して、今、月に一遍ずつですけれども保健センターのほうで、6か月、7か月健診時において、本の読み聞かせをお母さん、お父さんと一緒にすると。小さい頃から本に親しんでもらうということをやっています。そのことが、今、本離れをいろいろと言われてはいますが、そういうことを小さい頃から馴染んでいただいて、少しでもそういう本に親しんでいただく機会を増やすというようなことを地道にやっています。そうすることが、子供たちが幼稚園になり、小学生になり、中学生になっても本に親しんでいくということになろうかと思えます。一番の原因といいますのは、合併をした頃から徐々に図書館を利用する方が増えてきていたんですけれども、最近はやっと伸び悩んでいます。そんなに減少はしていないんですけれども、もう既に大人になった方に本を読めと言っても、やはり今までの習慣付けができていないので、やはり小さい頃からそれをやらないといけないということだろうと思えます。もちろん小学校とか中学校でも図書室の利用をいろいろと言われてはいるでしょうけれども、そういうことを基本にやっていけば、図書館の利用も増えていくのではないかなということがございまして、そういうことをやっております。それから、小学校段階では、図書館に社会の勉強の一環として、来て、メディアセンターもそうですけれども、図書館はこんなことをやっているんだと、メディアはこんなことをやっているんですよというような体験をしていただいております。幼稚園レベルでいいますと、「おはなし会」というのがありますけれども、そういうのを月に2回くらいですけれども、親子で来ていただいて、そういう体験をしていただくというようなことをやっております。これは、前期もやっていたんですけれども、後期も引き続いてやっていきたいということで考えております。

○委員（西村新一郎君）

今、図書館長のほうから、私が聴きたいことをずばり話をさせていただきました。この図書館活用というのを、やはり私は幼児教育、読み聞かせですね。保健センターで月に一回なさっているということでもございましたが、私はこれを各地でできないのかなと。それこそ各地でやっていただければ、このお母さん方にとって最も喜んでいただける事業になるのではないかと。そして、この子供たちがそういう読み聞かせに、ものすごい子供というのは関心を示しますね。私はこれだけ関心を示すのだろうかと思うくらい、あの絵本なんかの話の聞かせれば、もうすごく関心を示す。これが私は、幼稚園に行き、あるいは小学校に行き、図書館に対して、本に対して、すごく私は関心を示していただく最も大事な事業ではないのかなと思うわけです。月に一回ということでもございましたが、つい先日、お母さん方からちょっとこういう話を聞きました。もうちょっと増やしていただけないだろうか。そして、それぞれのいろんなそういう預かり施設がございまして、学童教育をしているわけですから、そういうところ等も活用しながら市内一園で対応していただけるような施策を講じていただければ、子供たちにとってすごいことになるのではないかと聞いてきたけれども、ここらあたりを、教育長もおいででございまして、図書館長の考え方、また最後には教育長にもちょっとコメントを頂きたいと思えます。

○国分図書館長兼国分教育総務課長兼メディアセンター所長（津曲正昭君）

すみません、言葉足らずでしたけれども、今でも小学校なんかには配本に行ったりしますけれども、そのときにボランティアの方々と一緒に読み聞かせというのをやっております。ですので、要望があればそこでやるということもやっております。例えば、子ども会があったりとかそういうところでもやっておりますので、活用していただければなと思っております。

○教育長（高田肥文君）

各地でのということではありますが、旧町では図書室としてございまして、そこでも「おはなし会」等がボランティアの方々で実施をされております。そして、市全体の中では、例えば高校生が読み聞かせをすとかそういうこともされてございまして、中学生まで絡んでくれれば、なおまたいいのかなと思うことでもあります。それから、移動図書館車を更新しましたので、これらをまたいろんな所に走らせながら活用していけば、いろんなその地域全体に広がる活動がまた広がるのかなという思いもしております。子ども読書の計画を子どもは作っております、「子どもの読書の日」というのを毎月23日、そういうものも設けてございまして、学校、そして地域全体というようなことで推進をしているところであります。

○委員（西村新一郎君）

非常にこうして、ある意味ではここを充実するということと、どういう形で皆さんに周知を頂くか、広報活動ですよ。これもすごく大事じゃないのかなと思います。私たちもそうですが、今、活字離れが、これは時代とともにますます私は進んでいくと思います。もう全てスマートフォンに切り替わっていくのではないかと。新聞社も、あの大手の4大紙もすごく部数が下がっていくのではないですか。そういう意味でも活字離れを防ぐためにも、ここが非常に私は大事なところではないのかなと。霧島市はすごいよというくらい対応していただきたいのと、やはり広報をどうしていくか、これは実に大事なことでございまして、この点も徹底して、ひとつ広報活動も力を入れていただきたいというふうに思います。

○委員長（山浦安生君）

委員長を交代します。

○副委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。

○委員（山浦安生君）

59ページのことなんですけれども、「市民のニーズに合った魅力ある講座を開設する」という生涯教育の講座のことなんですけれども、23年度が5,766人、それから29年度目標がこれだけ増えますよと、184人増やしますよというようなことなんですけど、この魅力ある講座というのはどういう講座が魅力があるのか。そして、現在、私が知っている範囲では、各種いろいろあるわけなんですけれども、偏った講座の在り方があるというふうに聞いております。その講座に漏れた方々の対応をどういうふうにしていったらいいのか。そうすることによって、重なって講座を受けている方もいらっしゃるわけなんですけれども、その講座の応募に漏れた方々の対応をすることによってこの数字は増えていくのではないかなという気がしているんですけれども、そこでそういう魅力のある講座というのは何だろうかということで、これは同じようなことが各地域に二つ重なってもいいのではな

いかと。それだけその講座に応募する方がいらっしゃれば、講座の数をダブってもいいから増やすということは可能なような気がするんですけども、どんなものでしょうか。

○生涯学習課長兼隼人図書館長（山下 修君）

今、市の講座、定期講座が138開設をいたしております。今、委員おっしゃる魅力ある講座とはどういうものだろうということなんですけれど、市民のニーズ、旧1市6町の講座があったのを、複数あったのを、それぞれで同じようなのをやっていたのをだんだんちょっと整理しつつ、大体140くらいに整理してきた経緯がございます。確かに講座数が決まっておりますので、人気のある講座は応募が多いと抽選で漏れるという部分がございます。一応、その部分は、定期講座の応募の受講の受講生のルールとして連続して2年までというのを決めております。と申しますが、抽選するものですから、同じ人が毎年抽選に3年も4年もするとずっと続けるということで、2年連続した人はもう無条件に最初からちょっと遠慮してもらおうというような方法で、なるべく多くの人に受講していただくという手法を今のところ取っております。これが、講座数をどれだけでも多く、幾らでも多く増やすことが予算的にもあっていくことができるのであれば、おっしゃるように人気のある講座を二つ三つ増やす方法もあるんでしょうけれど、学習ニーズそのものも健康志向の人もいれば、芸術志向の人もいれば、いろいろ多岐にわたっているものですから、そういう中で人気のなくなった講座を新しいニーズの講座に変えていくというような手法を取っているというところがございます。魅力ある講座ということで、この市民意識調査の中でも「どんな講座を望みますか」というアンケートをとっております。やはり一番多いのが趣味講座です。その次が、健康志向講座が人気がございます。こういうのを参考にしながら、毎年の定期講座のメニューというのを考えていくところなんですけれど、定期講座はそういう状況なんです、これとは別個に短期講座というのを行っております。短期講座というのは、前期5回、後期5回、講座数が大体3回から4回ぐらいの講座のものが10講座開設しております。これは、定期講座の趣味講座とはちょっと異なっておりまして、地域の特性を生かした、例えば過去に出ましたのでは、福山であれば黒酢に関する講座とか、焼酎に関する講座とか、温泉に関する講座とか、牧園の乗馬等を活用した講座とか、そういう定期講座とはちょっと違った、その地区の魅力を活用した講座等を、これも大変人気が高うございます。そういうことで、限られた予算の中でそういう工夫をしながら講座を開設していらっしゃるんですけれど、今後もその魅力ある講座とは何ぞやというのを、やはりアンケート調査等を取りながら、またこちらも検討していかなければいけないというふうに考えております。

○委員（山浦安生君）

ここにも書いてありますように、市民のニーズというのが非常に大事だろうかと思います。それと、今いろいろ、この講座の種類を増やすのも一つの方法でしょうし、同じ講座でもやはりそれに参加することによって市民の健康増進にもつながったり、いろんな意味で効果が出てくるような気がするんですね。ですから、市民のニーズというのは本当にいろんな各種広がるのがいいのか、それともたくさんの方が参加するほうがいいのか。例えば、経費の問題もあるでしょう。経費の問題は、私は、これは今、年間に1,000万円っていないと思うんです。予算は九百幾らじゃなかったかと思うんですけども、もう少し上げてもいいのではないかとぐらいに思っているんです。ですから、予算獲得にしても、こういう面でも市民の皆さんが健康になるんだったら、そして気持ち

の中でも豊かになるんだったらどんどん進めていってほしいなという気持ちがあるものですからこういう質問をさせていただきました。ぜひ、何かいい方法で検討していただければなというふうに思うんですけれども。

○生涯学習課長兼隼人図書館長（山下 修君）

今、委員から予算の問題が出たんですが、確かに公民館運営審議会等でもそれなら受講料を上げればいいじゃないかと。少しは受講料を上げれば、受益者負担で上げたら講座が増やせるのではないかという意見もございます。ほかの市町村とちょっと比べてみますと、若干うちは受講料そのものが安いのかなという状況なんですけど、この辺のところはちょっと公民館運営審議会もございまして、そこも協議をしていただきながら、また今後検討をしていかなければいけないなというふうに考えているところでございます。

○副委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。

○委員長（山浦安生君）

委員長を交代します。

○委員（時任英寛君）

それでは、後期基本計画ということでございますけれども、保育園につきましては民営化の一つの指針が出され、26年度から舞鶴園等含めましてですけれども、民営化の方向に動きつつありますけれども、公立幼稚園につきましては、明確にこの基本計画の中ではうたわれていないということについて若干御説明いただきたいと思っております。

○学校教育課長（山口幸彦君）

公立幼稚園の在り方につきましては、一昨年、小学校の統廃合等の話題をしたときに、併せて御審議を頂いて、現在、6園持っておりますけれども、園児数の少ない四つの幼稚園については、地域に幼稚園等がないことを勘案して、一部今学校の中に入っているところもありますけれども、空き教室等を活用しながら存続の方向が望ましいだろうと。あと、中規模の幼稚園があと二つありますけれども、幼稚園につきましては、今後、民営化等も含めながら検討していくか、現在のところはこれを維持しながら社会の状況等を勘案しながらというようなことで御回答を頂いているところで、その方針にのっとって今、進めているところでございます。

○委員（時任英寛君）

学校教育課長がおっしゃったのは、44ページの「比較的園児数の多い幼稚園と園児数の確保に課題を抱える幼稚園と二極化しています。また、国の『子ども・子育て新システム』導入により、幼稚園の運営形態については、先行きが不透明な状況にあります」ということで、民営化というのになかなか踏み切れないと、このように理解してよろしいのでしょうか。

○学校教育課長（山口幸彦君）

現在、市のほうでは保育園の統廃合等が進んでいるのは御案内のとおりでございますけれども、国のほうで幼稚園、それから保育園等を幼児園にするという構想が今進みつつあると。いろいろ変化をしてきていて、なかなか今後の状況等がまだ明確に把握できていない、示されていないところもありまして、今後、その在り方等も含めながら発展的にそういうことを研究しながら、その中で

公立幼稚園の在り方についてはまた見定めていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

○委員（中村正人君）

「文化の振興」につきまして、56ページの方針の、27年度に開催される国民文化祭鹿児島大会というのは、具体的にどういうことが想定されて、本市の関わり方、あるいはこれを契機に関心を高めて薫り高いまちづくりを目指しますと書いてありますけれども、まずその概略説明を頂ければ有り難いんですが。

○文化振興課長（上牧幸男君）

国民文化祭鹿児島大会につきましては、平成27年10月31日から11月15日までの間、16日間で鹿児島県内各地で開催される、大体100前後の事業が実施されるというふうに計画をされております。その具体的な計画というか、鹿児島県とのこの実施内容につきましては、現在、県で実施計画を作成中でございまして、今年7月頃の国の国民文化祭実行委員会の中でそれが承認をされるということになっております。それが承認されますと、各市町村でも実行委員会を立ち上げまして、具体的な計画を策定していくということになります。現在、霧島市におきましては、現在のところ七つの事業を実施する予定でございまして、内容につきましては、少年少女合唱の祭典、霧島ダンスの祭典、演劇祭（ミュージカル）、食の祭典、空の文化祭、霧島ジオツアー、神楽フェスタ、現在のところこの七つの事業を実施する予定として計画しております。

○委員（中村正人君）

よく分かりました。夏以降にはっきりしてくるということでしょうけれども、そしたらその下の文化財や埋蔵文化財などの調査を進めるという記載があるんですが、先日の新聞・テレビの報道であった隼人の高木邸ですか、その文化財的なレベルとすれば田中別邸レベルだという話も聞いたのですが、最終的には売りに出されたということなんですが、ちょっとそこらあたりのいきさつが若干分かれば教えていただけたらと思うんですが。

○文化振興課長（上牧幸男君）

昨日、新聞に高木家のことが掲載をされました。ちょっとはっきりした時期的には覚えておりませんが、持ち主の方から県を通じて、県の図書館長さんだっと思ったと思いますが、それから市のほうに、こういう高木家という非常に古く、非常に文化財的な価値のある住宅があるということで、市のほうで購入はできないかという相談がございました。以前から高木家については知られていたんですが、非常に福山の田中別邸とほぼ変わらないような価値のある建物だということは分かっておりました。ここについて市が購入することについて、いろいろと市長をはじめ、現地調査をしていただきまして、いろいろ検討をいたしましたけれども、田中別邸の活用策についても非常に困難な状況があって、いろいろ今検討もされているところですが、田中別邸が完全にまだ活用策等がはっきりしない中で、更には高木家を購入して活用を図っていくというのは非常に無理があるのではなかろうかということと、高木家を整備することになりますと、庭園、家屋ともやはり80年以上経過しておりますので、修復にも非常に大きなお金が必要となるということなどから、購入については見合わせるという結果が出まして、それを持ち主の方にも連絡をしたという、こういう経過がございまして。

○委員（中村正人君）

要は経費も掛かると。それから、活用策としてまだうまく計画ができないというようなことだったんですけども、遺跡なんかとは違って形として物理的に、日常的に見れるものですから、民間に渡った後もやはりそういった形で保存のほうには教育委員会としてどんどん携わっていったらいいし、また機会があれば、これからまだ調査を進めるということもございますので、そういった意味からいくとそういう保存という形で携わって行って、守っていただきたいと思いますという思いであります。

○委員（徳田拓志君）

今の関連で、高木邸のことは地元にとって非常に由緒ある建物であり、また土地柄なんですよ。大阪に野田という所があるんですよ。ここは松下幸之助さんの、最初工場を造った小さなのを保存されていますね。これは市のほうで保存されているんです。通ったときには私はよく行くんですが、ここがパナソニックの発祥の地なんだと、松下の発祥の地なんだというのがあるわけですよ。高木邸だってそうなんですよ。無尽会社。これは歴史的にもそうだし、それから現在の南日本銀行、その発祥の地なんだと。やはりそういうものに対して、霧島市はそんなのがたくさんあるんだけど、ちょっと疎いような気がするんです。きりしまっ子育成という形でやりながら、小島の購入の件にしても駄目でした。今度は高木邸についてもこういう状態でした。教育委員会は何をやっているのかという声がやはり聞こえてくるわけですよ。そういったものも踏まえて、今後こういうのがあったら積極的に関与していただきたいと、このように思うんですが、教育長、どうでしょう。御答弁いただけますか。

○教育長（高田肥文君）

文化的に価値のある民間の建物ということでありましたので、まだ市の文化財としての指定もしておりませんし、しかも今ありましたように南日本銀行さんの元々最初の発祥の方のお屋敷だったということもありまして、何かそういう民間のほうでしていただいて、そして私どもが文化財の指定とかそういう部分については手伝いができるのではないかなというようにいろいろな検討をいたしました。市で購入するという事は、またそれを購入してどう活用するかという部分が、田中別邸の件でもありましたように、なかなかそこが解決していかないものですから、結果的には購入を断念せざるを得なかったということでもあります。その辺は、まだ今からたくさんいろんな部分があるのかも、出てくるのではないかなということもありまして、しっかりと田中別邸の保存・活用とかいう部分ができるから、やらざるを得なかったというのが現状でございます。

○委員（西村新一郎君）

今のことについてもうちょっと詳しく説明を頂ければなと思うんですけども、ある意味では市で購入するには多額な予算等も必要だと。当然、結論を出すためには、そこらあたりの希望価格といえますか、そういうところ等も当然協議なされたと思うんですが、それについてはどうなんですか。協議されたのか。というのは、文化財としての価値があるかないかだけの判断をして、どのくらいの価格なのかということまで協議なされたことがあるのかどうか。そこは協議せずに結論を出したのか。そして、例えばその結論を出されたのであれば、どういうメンバーで結論を出されたのかですね。例えば、教育長を含めて市の三役、四役だけで判断しましたよということなのか。文化財

の担当や、あるいはそういう市民の造詣のあるそういう方々の御意見も聴かれての判断なのか。ちょっとそこを説明していただけますか。

○教育長（高田肥文君）

この件につきましては、文化財担当がいろんな品物等がございましたので、実際に行って調査もしていただいて、その価値がどのくらいの価値になっているのか、そういうことも調査をしました。そして、それから市長も一日移動市長室ということで現地調査も実際にしていただいて、見ていただきました。相手の方ともその時に実際に会いました。金額としては億台だということですね。そして、いろいろ修復をすると。雨漏りもひどいですので、それなどをしますと8,000万円くらいは掛かるのかなと、そのときの木材そのもの使っている材が非常にいい材ですから、それに合わせるものをまた探して修復をするとすると相当な金額も掛かるというようなことから、総合的な判断をいろんな部分からして、市長の判断で購入は断念ということになったと私は理解しております。

○委員（西村新一郎君）

最終的に結論を出すのは、これはトップの市長だろうと思います。ただ、これにはやはり市民も賛否両論出てくるかと思うんですね。南日本銀行と言ったら無尽銀行から南日本銀行、100年以上の歴史を持っているのかな。もう100周年は何年か前だったと思うんですがね。ここに関しては非常にそういう意味でも現在の霧島市からのスタートをしているんだと。これは模合から始まっているんですよ、ここの歴史は。模合から始まっているんですよ。そういうことで、霧島市から誕生した金融機関であるということですね。いろんなことをこうして総合的に判断しながら結論を出されたんだと思いますが、ここらあたりについては、その途中での経緯というのは我々は知る由もございませんでしたけれども、もうちょっと検討の余地もあつたのではないかなというような感じもしないでもないです。一つ、先ほど冒頭に幼児教育の話をしていただきましたけど、「学校教育の充実」の中で、幼稚園の園児数のいろんな問題、先ほど時任委員のほうからも話がありましたが、この第8号の補正予算等で、この教育委員会も民生費もそうですけれども、人件費が、非常に減額補正が目立つんですよ。それで、この人件費が減額した理由は、民生費のところでは部長が後ほど、閉じた後に私に声掛けしてもらいましたけれども、高齢の先生方から若い人たちに替えて、この人件費が減額になったんですという説明でした。これは委員会の時間内での発言ではないですよ。どうして民間のほうには追加補正で出ているのに、保育園関係全てですね。この公立のほうは全て減額になるというのはどういうことですかと。ちょっとそこについてどのように捉えたらいいのかお聴かせいただきたいと。しばらく顔を見合わせながら、私の言っている意味がよく分からなかったのかもしれませんが、今は分かっていますか。どうして減額補正になったのか。その減額補正の原因が、いわゆる若い先生方に全て職員異動をすることによってこれが生じたんですよということであれば、教育委員会としては、先生方の異動についてどのようなことを考えて、この後期の計画をお立てになっていらっしゃるのか。年齢の増した方は給料が高いわけですよ。若い方々に替えたら相当この人件費は下がりますよね。そういう意味で積極的に教育委員会としてそこらあたりの活用を十分考えて、親御さんたちの希望に合ったような職員配置をするんですよと。それには大きく関与しているんですよと。そして、後期の計画の中ではここも大事な位置付けをしているんですよと。そういうことであるのか。こういうのは文言では示されませんよね。ここについて基本的な姿

勢をお聴かせいただきたいと思います。

○教育長（高田肥文君）

人事異動でどういう人が来るかということは発表になって初めて分かるわけでありまして、基本的には市立高校は退職する方を取れません。そのために、大体55歳くらいになられたら県立のほうへ異動していただく。そして、退職金は、県で採用されておられますので県のほうで退職金も払っていただくという形を私どもは市立高校の場合は取っているわけですし、その点で若い人が入るといいますと大体40代の方々が市立高校には配置をされたり、または、ただで新規採用の方を毎年二人ずつは頂くように計画もしております。なぜかといいますと、これは複数、二人になりますと、国のほうからの加配措置といひまして、一人分は加配がまいりますので、そういう意味で定数上も非常に有り難いわけですし、そういう制度を活用して、しております。ですから、ある歳になると50代近い人たちがたくさん入ってくる場合もありますので、そういう意味では人件費は予算的にはそこまで考えて確保しておかなければならないというふうに思っております。その分で若い人たちがいる年はがばっと来たということで減額補正になったのではないかというふうに私は理解しております。それから、県のほうが給与カットをしておりますので、7%ですかね、その給与カット分は一律ですが、県に倣えということでもありますので、給与カット分も含まれていて減額補正になっているというふうに理解しております。

○学校教育課長（山口幸彦君）

教育長が今、高校、それから義務制のことを話をしましたけれども、先ほど幼稚園のことということでございました。話の中で、委員会とは別のところということでしたけれども、私が今聴いたところでは、予算を削減するがために、例えばベテランの先生を若い先生に替えて、そして節約というかんぬんということではないだろうと。結果的に来年度の予算の見込みをするときに、あった年齢の方が、人事異動の関係で若くなったがために、実際それだけの予算が要らなかったことで減額で残したということで、逆も来年度の場合、今度また人事異動はあると思いますが、幼稚園のほうの人が代われば教諭が入る先生がいらっしゃったりとか、当然、市長部局との人事交流をしておりますので、幼稚園の先生が市長部局に来られたり、教育委員会にも今実際職員がおりますので、その中で、結果的に年齢の高い先生が行かれば、当然人件費は上がるだろうと思うんですね。ですから、先ほどの人件費の減額が民間とうんぬんということに関しては、少なくとも予算をうんぬんするがために、意図的に経験の高い先生を外して若い先生を入れるというような人事異動は、私担当課としてはされていないだろうと。適材適所でベテランの先生も必要ですし、若い先生も必要というのが幼稚園に限らず教育現場だろうということで考えておりますので、その件については今後もまたお願いをしていきたいというふうに考えております。

○委員（西村新一郎君）

教育長のほうからは公立高校の件についての話を頂きましたけれども、やはり学校教育課長、本当にここは平均的に捉えていったら、先ほど時任委員のほうから26年度へ向けて後期のこの計画の中に具体的にどういうふうに表示されるのかというのがありましたが、私立と公立とのこの人件費の格差というのはすごいと思うんですよ。そして、人件費の格差、イコール年齢格差もすごいと思うんですよ。ここらあたりも重々基本施策の中で、後期計画の中で位置付けをどういうふうになされ

ていくのか。比較的年齢の召された方は市長部局のほうや教育委員会のほうにちょっと異動するとかですよ。例えば、消防局はそうでしたよね。逆ピラミッド上に年齢構成がなる。これを竹状の構成にするためには、市長部局のほうにその高齢の方々を呼んで、若い方々の採用をし、人の生命・財産を守る現場での作業対応ができやすいようにしていくというようなことでしたけれども、やはり幼児教育の基本も、私はここは高齢の方を否定するつもりはございませんけれども、大事な教育もしていただけるんでしょうが、市民のニーズ、こういう子供さんたちをお持ちの方々のニーズというのはおのずからそういうところもあるのではないかと同時に、このことが定数の、公立の場合にはなかなか定数まで満たらないというところの要因にも上げられると思うんですよ。ですから、むしろ後期計画の中で具体的に活字としては織り込めないでしょうが、大いに交流をしていただく、そういうのを全面に出してうんぬんで、なかなか難しい問題もございますが、意識的に私は交流もしていただきたいということを願っておきたいというふうに思います。

○委員（中村正人君）

防災教育と交通安全教育について、今後もまた引き続き継続されていくんでしょうけれども、今の現状とすれば、年間どの程度をやっていて、何回とかあるんでしょうけれども、現状をちょっとお知らせいただけたら有り難いんですが。

○保健体育課長補佐（池田 猛君）

防災教育についてなんですけれども、本年度は新燃岳噴火に対応する防災教育ということで、モデル校を霧島中学校と大田小学校をモデル校に指定いたしまして進めてまいりました。年間、避難訓練を、各モデル校を3回、それから研究授業を1回、これは公開授業ということで、他の学校の先生方も呼んで実施させていただいて、今、その今年度のまとめという形で資料等をまとめて、各学校には配布しようというところの準備をしているところです。来年度につきましてもこの2校、これは国からの補助事業ですので、継続して、更に今度は地域と取り組んだ、地域と連携した、そういった防災教育ができればなというようなことで今、進めているところです。それから、安全教育に関しましては、各学校、年度当初あるいは学期の初め等で交通安全あたりの教室等を開いてくださっているところです。それから、通学路に関しましては、先日の管理職の研修会でも指導してまいりましたが、年度内に通学路安全マップ等を、ぜひ見直しをしていただいて、来年度25年度当初に子供たちにあるいは全家庭に配布できるように準備をお願いしているところです。また、通学路の点検に関しましても、来年度・今年度どういうふうに取り組みましたが、来年度も引き続きできればなというふうに計画しているところです。

○委員（中村正人君）

ぜひ継続してやっていただきたいと思います。交通安全教育で、どの程度まで子供たちに教えているかという、細かい内容のことを話せば、横断歩道の信号が青になったときに子供たちは渡り出すんですけど、そこに緊急車両が遠くから近づいてきたときに、渡っていい・渡って悪いという部分がちょっと気になったものですから。そこら辺までは恐らく教えてはいないのではないかなと思うんですが、現状を教えてください。

○保健体育課長兼隼人学校給食センター所長（中馬吉和君）

この交通安全教室につきましては、安心安全課と連携のもと、安心安全課の交通安全専門指導員あるいは警察署の職員と合同でやっております。そういう要望がございましたら、また私どものほうから向こうのほうに伝えて、交通安全教室の中身についてはまた検討していただくように申し添えたいと思います。

○学校教育課長（山口幸彦君）

交通安全教室は、市の協会等のお手伝いをもらいながら、実際には学校学級担が授業をします。私も小学校の教員をしておりましたけれども、そういう一般的なプログラムに加えて、そこにいる学級担が正しく取り上げなければならない内容ではあるだろうと。例えば、思い出すところでは、委員御指摘をされました国分小の、県内では珍しい、近くにある横断歩道があるとか何か、実際にあそこに行って、あの場で見ながらやはりそれをさせなければならないということもありますし、それから学校の中で、たとえスライド等で学習した場合も、今言った、よく緊急自動車等が走っておりますので、そういうのをした、教員の裁量の中での学習内容としてする必要もあるものだろうと。現在、来年度に向けて、教育課程の編成をしていて、具体的な反省等をしておりますので、また担当課とも協力をしながら、そういう小さなことだけでも、一番命に直結する内容ですので、そういうことも踏み込んだ形で指導ができるように、また校長のほうに指導したいと思います。

○委員（中村正人君）

体験に基づいた話であったんですけれども、青だったけど慌てて子供たちを止めたんですが、やはりそういうところもちょっとしたことなんですけれども、ぜひ今後は組み込んでいただきたいと、お願いをしておきます。

○委員（秋廣眞司君）

この政策体系の1と2、「学校教育の充実」という柱と「青少年の健全育成」という柱がございませぬ。これは同じ、言えば子供たちを育てていくということでは一緒なんですけれども、具体的に学校教育と学校外の教育というぐあいに分けて、具体的にその2番目のほうはどのような具体性で取り組んでいかれるのかです。学校教育はもうきちっとカリキュラムにのっとってやっていきますから分かりますけれども、学校外の青少年の育成という観点についての御意見をお聴かせいただきたいと思います。

○生涯学習課長兼隼人図書館長（山下 修君）

2番目の「青少年の健全育成」ということで、今、学校の中と学校教育と学校校外との活動ということですが、委員おっしゃいますように2番目の「青少年の健全育成」というのは、主に学校を離れた場に係る青少年の健全育成でございます。体験活動とか志とか、それから地域ぐるみとかございますけれど、我々社会教育団体として、子ども会とか、それからPTAは学校の中なんですけれど、女団連とかでも青少年の健全育成活動をやっています。主が、一番多いのが子ども会なんですけれど、この子ども会や、あるいは各地域、自治会の行事とかそういう今度は地域行事、そういうのと絡めた、そういうのを通しての青少年の校外での健全育成という観点で、学校教育とは分けて、2番目に大きな柱として「青少年の健全育成」ということで立てているところでございます。

○委員（秋廣眞司君）

子ども会やスポーツ少年団等がありますけれども、青少年健全育成協議会というのがありますね。これは教育部に所属しているんですかね。

○生涯学習課長兼隼人図書館長（山下 修君）

青少年問題育成協議会は、市長部局のほうに、総務課の中の市民運動推進室のほうで所管しております。

○委員（秋廣眞司君）

そこらがどうもスムーズに連携がとれていないような気が、私も協議会に何回か参加しますけれども、教育部からの子供たちを育成するこの立場からの意見というのは全然聞かれないんですよ。ですから、出てくるのは、先ほど中村委員がおっしゃったように、その子供たちの安全な通学のための通学路の確保とか、そういうものくらいしか出てこなくて、ここにうたってありますけれども、現状として、「子供たちが望ましい人間関係を築いたり、たくましく生き抜く力、郷土愛などを育てる機会や場が不足しています」と。「家庭や地域の教育力が低下しています」ということで出てくるんですけれども、ここが一番私はポイントじゃないかと思うんですよ。昔は地域できちっと先輩・後輩あるいは地域の人たちが、「こら、何をしているのか、お前たちは」と言って怒っていたわけですから、その教育の場が失われている、地域で育ていく教育の場が失われているというのが非常に残念でならないんですけれども、この青少年教育協議会の中でもそういうことはほとんど聞かれない。ただ交通事故が起こらないように安全な交通、通学路を確保してくれと、そういう意見が一番多いんですよ。ですから、そこらにメスを入れ込んでいって取り組んでいただくのが教育部の仕事ではないかと思うんですけど、ウエイトがちょっとどこにあるのか分からなかったものですから質問をしているんですが、きりしまっ子立志推進事業、教育長が思いを込めて10年計画でカレンダーを作っておられますけれども、そこらとの絡みはどういうぐあいに捉えたらいいんですか。ちょっと大雑把ですけども御説明いただけますか。

○学校教育課長（山口幸彦君）

委員御指摘のとおり、学校教育というのは基本的には全員の子供が基本的には同じことを同じようにきちっとさせるということ、これはもう法律で決まっていますことがありますが、青少年育成という大きな目標では同じですけれども、具体的に一人の子供にどのような場でどのような内容というのは多岐にわたっているということが、現状ではあるだろうと思います。したがって、学校と同じように1万2,700人の子供たちに同じようなプログラムを同じようにするというのは、市の教育委員会の中でやっている。例えば、10年カレンダーというのは全員の子供に配りましたので、その活用等を通して理念とするものに近づけるというような事業もやっているところでございます。したがって、その10年カレンダーの中で、もう一つ私たちが理念として持っているものを、各学校で、例えば校長が全校生徒に対して、各学年学級で教員が自分の子供に対して、それから例えばPTAの役員の方々が我がPTA会員に向けてこのような教育をということで、一つの大きな理念に対してみて、それぞれの分野の方が志を同じくして、同じ方向に子育てをするというようなことでのお示しする一つの考え方の基だろうというふうに私は理解しているところでございます。今御指摘の、なかなか地域の中でというのは、これは社会の変化ということでは言ってはならない分野だろうと思っていますし、正しく学校の中で、例えば担任が「明日、日曜日だね」と。「神社でこ

んな行事があると聞くけれども、先生も行くからお前たちも出て来いよ」という一言の声掛けがあるかないかによって、参加率はもうガタッと変わるということで。残念ながら、私の所管でもあるし、地域になかなか教員等がいなくて、一緒に手をつないでという状況が昔に比べれば随分減っているというような状況もあるのが事実ですが、市内の教員の中には鹿児島市内から駆けていても、地域の行事等には土日であっても出てきている教員も確かにおりますので、そういう教員にもこちらのほうから協力を求めながら、結局は学校を中心としながらも家庭や地域で育てるという理念を少しずつですが育てていくしかないだろうと。ですから、身近にいらっしゃるところに、家庭で、例えば行事への参加、子ども会への参加率も相当落ちてきておりますので、子ども会に入れようと。入れて、そしてみんなで子育てをしようやというような気運の醸成を気長くやっていく必要があるのかなと。そのために、例えば今言いました10年カレンダーがありましたし、例えば何とか少年団とか言ってきて、独自に一部の子供ではありますが集めて、それをすることによって広報をしたり、ほかの子供たちへの来年度への意欲をするようなことについては、今後いろいろな企画をしていきたいというふうに考えております。

○委員（秋廣眞司君）

青少年育成協議会は総務のほうだと。公民館は共生協働のほうなんですね、まちづくりのほうはですね。そことも非常に関わってきている問題なんです。子供たちを育成するために必要な場所が、公民館であったり、まちづくり委員会の中で検討されて、そして地域で子供たちを守っていく姿勢が取られていくわけですけども、三つに縦割りになっていて、非常に行政の一番悪い所がここに集約して見えているような気がしてならないんですよ。しっかりと連携をとってやっていただきたいのが私の希望ですけど、公民館の役員会あるいは活動の中で、出向かれて、どうですか。10年カレンダーぐらい説明されて、こういうことをやっていますよと。そういう出向いて公民館を地域の教育の場に育て上げていくというのも大事なことだと思うんですね。そこらをきちっと取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○教育長（高田肥文君）

毎年度4月当初あります各地区での公民館長さん、それから自治会長さんの会合、それには私も出席をさせていただいて、特に、例えば教育振興基本計画を策定するときには、公民館長さん方にアンケート調査をお願いしましたので、そういう部分ではもう実際に紙を配って、そして声を上げて説明をしてお願いをしたりしてしていました。例えばふるさとカルタができていますけれども、これも道義高揚のほうで公民館のほうに配ってございまして、教育委員会でこうすることがなかなかできなくて、公民館の館長さん方に、できるだけふるさとカルタも子供たちを集めた行事の中では活用をしてくださいませんかというお願いをするくらいでございまして、なかなかおっしゃっており、ここがうまく進んでいないのかなという思いがあります。私どもは、校外生徒指導連絡協議会というもので、いろんなその青少年の健全育成はPTAとの連携、警察との連携ということで、私どもが昨年、もう2年になりますけど、重点的に取り組んだのは万引き防止です。万引きが非常に増えているという、大型店舗があったりしましたので、犯罪ですよと、万引きは犯罪ですよというシリーズを組んで、徹底的に学校教育とも連携をしながら実施をしたのがございます。ですから、そういう健全育成の部分であれば、具体的なのはそんな例くらいでございまして、もうちょっと地

域の方々と連携した、公民館と連携したものができれば非常に有り難いんだけどという思いはあります。

○委員（秋廣眞司君）

ぜひ、そこらに力を入れていただきたい。公民館の役員の方々はまだ高齢です。無償で働いていただいています。ですから、お金は掛からないんですよ。そこに、この魂を教育委員会のほうから注いでいただければ、役員の方々を含めて公民館の人たちは、自分の孫みたいな子供たちを育てるわけですから、労はいりませんよ。しっかりと育てていける体制を作っていただきたいということを、希望を申し上げまして終わります。

○委員（時任英寛君）

今、秋廣委員の関連でといいますか、要はその学校外の健全育成ということで議論がなされてまいりましたけれども、スポーツ少年団または文化団体、これも減ってきているというのが報告がなされております。地域によっては子供たちが減ってきて、その団活動が維持できないというような状況も発生しているということも聞いてはおります。しかしながら、そういうことで、せっかく子供たちがそういうスポーツを通して健全育成を目標として育ってきたんですけれども、そのような数がないから、人数がないからできなくなったというような理由での団体解散というようなものもあるのか、まずは伺いたいと思います。

○保健体育課長兼隼人学校給食センター所長（中馬吉和君）

スポーツ少年団におきましては、人数が少なくなって団が解散したというような顕著な事例はございません。ただ、スポーツ少年団の人数自体は減っていますけれども、これが必ずスポーツをしている子供が減っているかといいますと、またそうでもなくて、スポーツ少年団ではありませんが、クラブチームとして運動をしている児童・生徒も増えているようでございます。教育委員会としましては、このスポーツ少年団の本来の目的が、スポーツを通して健全育成を図るということでございますので、スポーツ少年団での活動というのを推奨し、スポーツ少年団での団員数を増やすということに努めてはいこうというふうには考えているところでございます。

○委員（時任英寛君）

今、保健体育課長からありましたように、確かにスポーツクラブでの専門的な競技に入っていく子供たちが結構いらっしゃるわけですね。要は、今度はそこの兼ね合い。スポーツ少年団は大会といえば土・日に持ってくるんですけれども、クラブチームがやる試合というのが平日になってきたり、当然、課外授業の部門ではございませんので公欠にもならないというような状況が発生しているわけです。今、保健体育課長は、スポーツ少年団のほうでの競技人口を増やしたいということなんですけれども、時代の流れに沿って、そしてまた霧島市も二つの総合クラブがございまして。そこを考えてみましたら、必ずしもその子供たちのニーズというのはスポーツ少年団ではなくて、そういうクラブチームになっているのかもしれない。ただ、そうしたときに、その競技人口が増えることはいいことだと思うんですが、学校教育の中でその試合等に参加することが公欠扱いにならないというものが出てくると。このような保護者の方からのお話をお伺いしているんですけれども、これについてはいかがなんでしょう。

○学校教育課長（山口幸彦君）

公欠扱いという子供が小学校に少し馴染むかどうかというのは、これまでの経験からすると難しいですね。中学校、高校あたりで教育課程に準ずる活動ということで、その大会等に出る場合が、学校の勉強を大会でしていることと同じような扱いができるという場合には、通常公欠と。御案内のように、年間通しての欠席等をそうとう、例えば皆勤賞とかそんなのをやった時代は、休みになってもらおうと、もうその一日、試合に行ったがために皆勤賞が切れてしまって、最後にそういう賞状がもらえないとかいうのがあった時代は公欠というのはありましたけれども、現在のそれ等の取扱い等については非常に柔軟になっていて、学校に必ずしも毎日来るのだけがいいわけではないというような、個人的にはどうかなという考えも前に出てきたために、欠席そのものについてそんなに気にしなくなっていると思います。ただ、保護者に見れば、休んだというのと、公のまさしく公欠ですね。休んでもいいという許可をもらって行ったと思いたいことは、気持ち的にはよく分かります。現在のところ、スポ少も含めまして、学校の教育課程に組まれた行事については、当然、外に行った場合も学校に出席の形をとっていると。だから、小学校はもうほとんどないと思いますけれども、中学校、高校においてみればそのような形で、あとはもう学校の教育課程での判断だろうなど。それから、一般的に、その子だけをではなくてですよ。判断の基準が、これはまた乱雑で補佐からも補足してもらいますが、中体連、高体連等の競技連盟の中で認可された団体とか、それからかなり、いろんな体制が全国ありますので、一つの競技だからと言って何でもなってくると、もう毎週しなければならぬと。そうなってくると、学校の国語や算数の勉強とのバランス等も考えたときに、一つの判断基準はあるんだろうなど。今、おっしゃられた部活、スポ少と併せて、地域のスポーツクラブ等が今後どんどん増えてくるとは思いますけど、そこについては研究課題かなというふうに考えているところです。

○委員（時任英寛君）

時代と共にいろいろと多様化してまいります。当然、教育委員会、学校教育であってもその時代に合わせた対応をせざるを得ない状況にあると。今、前向きに検討はしていくということでございます。したがって、何が良くて何が悪いのかというのがなかなか分かりづらくなってくる時代なんですけれども、要は子供たちが健やかに育てただけであれば一番いいわけですし、そのバックアップ体制をどうやってとるか。先ほど秋廣委員からございましたように、市長部局のほうではこういう考え方、教育委員会ではこういう考え方、また今度は公民館ではこういう考え方では、なかなか思うように子供たちが育たないという言い方は語弊があると思うんですけれども、せっかくそういう場があるのに、子供たちがそこで様々な出会いというのが持たれないというのは非常にかわいそうだなと思います。ただ、私どもの自治会があるんですけど、すぐ向花小学校の傍なんですけれども、自治会に小学生が一人もいないんですよ。来年、再来年には中学生も一人もいなくなる。だから、私どもの自治会には子ども会ももう存在していないんです、実際の話がですね。まだ、公民館という大きな枠でくっつてありますから、一つの行事というものができますけれども。やはりその広域な自治会であったり、広域な地区公民館であれば、なかなかそういうことができないのであれば、ある程度のサポート体制というものができないと、行事というのは1回やめてしまえば、立ち上げるのに相当なエネルギーが要ると思います。したがって、そういうところまでをしつかりと見ていただくのも必要ではなかろうかと、このように実感いたしておりますので、これは要

望として申し上げたいと思います。

○委員（徳田拓志君）

この後期基本計画の中でちょっと気になる点があるんですが、学校教育において道德教育あるいは愛国教育、こういったものはどこに主眼を置いて描かれているのかなという気がするんです。戦後よく言われているのが、教育の荒廃がこの国を駄目にしたということをよく言われているんですが、やはり教育というのは学習、読み書きそろばんから始まって学習と、それから道德教育、人の道を教えるということが二大の基本的な役割だろうと思うんですが、その道德教育、愛国心教育というものがどこに出てるのか。ちょっとそれをお知らせください。

○学校教育課長（山口幸彦君）

「学校教育の充実」の45ページの方針の中に、先ほど教育総務課長が説明しましたけれども、思いやりの心ということで大きく包んだ方針を受けまして、47ページの所で「豊かな心を育む教育の推進」ということで、基本的に基本事業ベースではありますけれども、道德の授業の充実、それから体験活動の充実ということで、思いやりや感謝の心ということで。御案内のように、平成23年度、それからが小学校、それから24年度から中学校のほうがスタートをしまして、今、委員御指摘の学校の、その国のこと、それから郷土愛のところに関してはかなり突っ込んだ形での改正等がされていることも御案内のとおりでございますけれども、そのために、具体的には毎週行われる道德の授業や、学校教育活動全体を通して行います道德教育の中で、国のことを考えたり、それから郷土のことを考えたりと。近いところでは、ちょうど来週もう2年経つというようなことがありますけれども、それぞれでいろんな取組がなされていくだろうと。そのときに、我が国のことを思い、そして我が郷土のことを思う心ということは、いろんな形の中で教育がなされていかなければならないと。そのための具体的な教育課程上の指導については、年間を通して管理職への指導を通しながら、今後も充実していきたいと。後期の計画もその中でも、ここに具体的な中ではこの項目しかないですけれども、更に具体化する中で充実を図っていきたいというふうに考えているところです。

○委員（徳田拓志君）

2月11日に建国記念祭がありました。やはりこの行事一つをとっても、教育委員会あるいは総務部の主催でやっていますけど、やはり教育委員会のほうからも学校に対して、学校長を含めて児童・生徒、参加を促すというようなことも必要だろうと思うんです。また、総務部にとっても、その日は霧島神宮、鹿児島神宮においては午前中から祭事を行うんですよね。祭事が終わった後に、この霧島市のパレードを午後1時からやっても市民が参加できる機会が増えると思うんです。やはりこういう形として目に見える参加をしていかないと、ここに中途半端な抽象的な「豊かな心を育む」なんて、こんなのを書いて愛国心、郷土愛を育てるというような教育にはならないと思います。具体的に、国歌を歌って、国旗を持ってパレードをして、そして式典に参加すると。その中で学ぶものがあるということの意識を植え付けていかないと。その逆に、今、学校教育で昨年、男女共同参画基本法、霧島市、可決しました。私が一人反対しました。これが裏付けとなって、卒業式、入学式、男女混合名簿がどんどん増えていますよ。男の子なのか、女の子なのかも分からない。名前も女の子なのか、男の子なのか分からない。男女の区別さえつかないようなことを教育しているんですよ。少なくとも、あなたは男の子だよと、あなたは女の子だよという教育くらいしたらどうで

すか。あなたは日本人だよと、あなたは霧島市の人だよという最低限のことだろうと思うんですけどね。そういう区別の教育というのは、私は差別ではないと思います。その教育がちょっとおろそかになっているのではないかなと思いますが、この点はいかがでしょう。

○学校教育課長（山口幸彦君）

御指摘のとおり、区別ということは世の中にはたくさんあることですし、その中の大きな、男性と女性ということはありませんし、教育の中においてみても、男の子がいて、女の子がいてというのは教科の中でもきちっとした形で指導はしているところでございます。ただ、男の子でなければいけないこと、女の子でなければいけないことということの区別について、いろんな考え方があるのが御案内のとおりでございますけれども、行き過ぎた指導がなされたということで、国のほうでも見直しがされたいきさつもあるところでございますけれども、学校においてみれば、この世の中には男性と女性しかいない、それが協力し合って生きていく、それぞれの良さや足りないところを補完しあいながらというのが考え方であると思いますので、その理念は全ての教育活動の中で生かしながら指導がなされていくものだというふうに考えておりますので、今後も、具体的に区別でなく、例えばそれが差別に当たるようなことがあったときには、具体的なものを指導しながらも、理念に沿っては議員御指摘の方向で指導していかなければならないということは、私どもも考えているところでございます。

○委員（徳田拓志君）

私は別に差別という意味合いは持ってはおりません。区別という教育も必要ではないかと。例えば男女混合名簿が出回っていますと。来賓の方も言うておられます。何でこういうふうになったんだろう、いつからなったんだろうと。だから、気付いたら、教育委員会として学校に対して指導すべきではないかと。男女共同参画だ、男女平等だという問題とはまた違っていると、私はそう思います。学校での慣習・慣行を、男らしさ女らしさ、あるいは雛祭り、あるいは5月の節句、こういったものの指導についても同じようなことが言えるのではないですか。だから、そのお墨つきを与えてしまったんですよ、男女共同参画基本条例というものが。そのお墨つきを与えた中で、学校で道徳教育、愛国心教育というのは行われにくくなっていると思うんですよ。それを教育委員会というのはどのように指導されるんですかと。もう近々、卒業式もありますよ。多くの学校で出てくると思いますよ。議員の皆さん、来賓で行かれると思いますけどね。私は見るに堪えないと思っています。その辺の指導はどうされますか。

○学校教育課長（山口幸彦君）

道徳教育がなされないということは、これはもうあってはならないことですので、週に1時間、小学校、中学校、高校まで時間は位置付けられているところでございますので、その中で、特に小・中学校については義務教育でありますので、きちんとできなければならないと。また、その実施状況等については、これまでも調査を通してきちっとできるような形で調査もしてきておりますし、そうでなかったところについては是正をさせなければならないというふうに考えているところでございます。卒業式等の、今後考えられる、来週、早速、中学校がありますけれども、それから小学校がその後ということでもありますけれども、子供たちにとっては心に残る節目の大きな行事の一つでございますので、ぜひ、運用上のことで大きなトラブル等がないようにということについて

ては、今、学校のほうにも指導してありますし、改めて指導をしていきたいと考えますし、その中で、いろんな方々が、保護者の方、それから来賓の方々、いらっしゃいますので、学校長が責任者ではありますけれども、総合的な考えの下で、卒業式が滞りなくできるような形での指導は、教育委員会としてもしていきたいというふうに考えているところです。

○委員長（山浦安生君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで教育部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時41分」

「再開 午前10時51分」

○委員長（山浦安生君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議員と語ろかいで出た意見について調査をいたします。この件につきましては、事前に執行部のほうに調査をしていただいております。その回答をお手元に配付しておりますのでお目通しの上、質疑がありましたらお願いをいたします。お目通しくださいということをお願いしたんですけれども、それではちょっと説明してください。簡単で結構ですのでお願いいたします。

○林務水産課長（長野 豊君）

それでは、議員と語ろかいの意見等に対する回答ということで、林務水産課所管についての回答について説明をいたしたいと思えます。まず1番目の、「川内の100町歩の市有林があるということで管理はどうなっているのか」というような意見でございますが、それに対して市といたしましては、市有林の管理につきましては全てを森林組合のほうに委託して管理をいたしているところでございます。若干管理が行き届いていない所もあるということも認識をしております。今後、森林組合法も改正になりまして、施業計画ということから、今度は経営計画と、より踏み込んだ形の計画を策定しながら、より適正なこの森林の整備を行っていききたいというようなことでございます。今、そういう経営計画について全ての組合と協議をしながら、その取り込みについて今、協議をしているところでございます。25年度をめどに全てのその市有林につきまして経営計画を立てて、適正な森林整備を行っていききたいというふうに考えます。あともう一点ですね、2点目の鳥獣被害の国分の上場地区について、保護区があつて、ちょっといろいろ迷惑をしているというような意見でございますが、それにつきましては、市といたしましても、その鳥獣保護区につきましては、上場地区に上野原テクノパーク付近と畜産試験場付近に2か所設定をされているというのは確認をしております。この区域の設定につきましては、10年以内ということでございまして、その期間内であっても、状況により、例えば鳥獣の生息数がかなり増えてきたとか、あるいは地域に被害を及ぼすとか、いろいろな状況等があり、それを総合的に判断して、見直しということも可能でございますので、今後またそこら辺のいろんな状況を踏まえ、基本的にこれを設定するのは県でございますので、また情報交換をしながらそこら辺は進めていきたいと思えます。ただ、その保護区でありましても、被害が発生をして市が捕獲指示を出せば、これは捕獲可能でございますので、保護区があるから捕獲ができないということではございませんので、そこら辺もまた住民の方々に、我々も当然、そう

いう周知はいたしますし、また議員さんの方々も、またそういうことで問い合わせがあったらよろしくお願いいたしたいというふうに思います。以上、林務水産課関係については終わります。

○耕地課長（石原田稔君）

「九州電力が鉄塔を立てる工事で、道路と仮橋を整備した。今後、これらを市で管理できないか」という質問に対しまして回答させていただきます。当該道路部分につきましては法定外公共物、いわゆる里道となっておりますが、これについては御存じのとおり市有財産となっております。この資材運搬道路につきましては、里道の部分と民地の部分、里道の部分も狭い所で約2mしかないということでございます。幅員が3.5mとなっておりますので、あと1m50cmは民地から承諾をとって、この道路を造るということになっているようでございます。また、この道路につきましては原型復旧が原則であるわけですが、九州電力のほうに確認しましたら、受益者からの要望があればそのまま残すということも可能ですということ聞いております。しかしながら、市有財産の部分と、今度は個人の、新たに道路となった部分等もございまして、この辺については事前協議をしていただきたいということを考えております。市としましては、そのまま残すことにつきましては問題ないと考えているわけですが、一般的には森林作業道というような位置付けになるのではないかとこのように思っております。したがって、一般的には作業道は整備しまして、山主さんにお返しするというようなパターンになっておりますので、今回も同じような取扱いとして、受益者に返して、除間伐の施業をしていただきたいというふうに考えているところでございます。なお、個人の地権者等の財産に関わる問題ですので、その辺はしっかりと九電のほうとも確認をさせていただきたいと思っております。

○農政畜産課長（緒方祐二君）

最後の、「イノシシの被害が深刻である。高齢者になり対策が無理である。鳥獣被害対策を検討してほしい」という点でお答えいたします。まず、本市では、平成21年に霧島市の鳥獣被害防止計画というのを立てております。それに基づきまして、国、県、市、近隣の市町村、それから猟友会等と協力しながら、今、捕獲を、鳥獣被害対策に取り組んでいるところでございます。まず、この防止計画を立てることによりまして、国の交付金事業というのがございまして、電柵あるいは被害防止策、それから捕獲のための罠等を、それからくくり罠等も購入いたしまして、特に箱罠、くくり罠につきましては、猟友会のほうに貸出しをして、今、捕獲に役立たせていただいております。それから、被害防止策、電柵も含めてですけれども、非常に高い補助率ということで、自分たちで電柵の立てつけをすると100%に近い補助があるというようなことで、非常に申込みも多いようでございます。実績を申し上げますと、平成23年度が2か所、平成24年度が4か所、それとサルとイノシシの複合の実証的にする柵が実証圃で出ましたので、それを2か所導入させていただいて、計6か所、24年度は行っております。それから、25年度につきましては、予算上は10か所、一応計上させておりますけれども、今のところは、今どんどん募集が来まして14か所あるというようなことで、非常にこういう事業を導入しながら、先ほど話がありました捕獲隊による捕獲と、それから電柵等による保護柵という二つの対策で進めさせていただきたいと思っております。それから、もう一つは、環霧がありますけれども、環霧の中でも特にシカの対策についてお話がありまして、今、環霧の農林専門部会のほうでシカ対策について協議を行いながら、広域的な対策をどのようにするかと

ということで、今、体制を進めているところでございます。今後とも関係機関と連携しながら、鳥獣被害対策に取り組んでいきたいと、このように思っております。

○委員長（山浦安生君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（西村新一郎君）

私は地元なんですけど、川内の市有林100町歩というのはどこを指しているの。あなたたち、分かっていらっしゃるの。どこを指しているか。

○林務水産課長（長野 豊君）

我々もこれはどこの市有林のことかなということで、ちょっと地元には足を運んだり、あるいは森林組合の担当の方々にちょっと聴き取りをいたしましたところ、鎮守尾地区、国道10号沿いの、こちらから上がっていきますと、右手のずっと山が市有林ということでございます。あの辺のことを多分指しているのかなというような話でございました。

○委員（西村新一郎君）

そこは間伐は済んでいるよ。間伐していないというから。あの上野原と面しているあそこでしょう。あそこは分収なんです、市有林ではないんですよ。四公六民だったのかな、あの地域の。そして、川内、上井、湊。湊の方々はもう放棄したいというようなこともおっしゃっていましたがね。だから、多分、そのことを指していらっしゃるのではないかと。そして、できる範囲内でほとんど済ませてあるだけけれども、認識をされていない方の発言ではないのかなと。こういうのを議会で捉えるというのはいかがなものかなと。だから、お尋ねをしたわけですよ。どこを指しているのか。非常に抽象的だと。それで、こういう話が出て、当局のあなたたちのほうに言っても、どこを指しているか分からないから森林組合と話をしてみました。私は、川内地区と言いますと広いですから、そこを含めてあちこちにかくまだしていない所の100町歩を指しているのか、1エリアを指しているのか、これではちょっと発言内容が意味を介していないなというふうに思っていました。鳥獣被害についてお尋ねしていいですか。余り成果を発揮していないと言って、市のグループ長でしたかね、どなたのことなのか。何か罾の問題で、本会議で余り成果を発揮していないというような話がございましたよね。

○農政畜産課長（緒方祐二君）

鳥獣被害については、先ほど話を、捕獲隊とそれからこういう柵ということで、成果上は上がってきていると思っております。ただ、あのときは、研修に行った職員がどうなのかという話でした。そのようなことで、その研修に行った職員は、研修会もしますし、いろんな点ではするんですけど、自分も捕獲隊の資格を取って、今度取ったんです。取って、今回、罾を隼人の小浜に自分で仕掛けられているんですよ。ただ、取ってまだ半年ぐらいなものですから、なかなか実績が上がっていないと。個人のことで、一生懸命頑張っているものですからちょっと申し上げたところで、ほかのところではもう十分、柵とか捕獲等もとっておりますので、そういうことで申し訳ありませんでした。御理解いただきたいと思います。一生懸命頑張っているものですからちょっと申し上げたところです。それから、おまけにその人は、うちの職員でなくて国から出向してきている職員なものですから、ちょっと職員では申し上げたくなかったのですが、一生懸命頑張っているものですから申し上げたと

ころです。

○委員（西村新一郎君）

こうしてそれぞれ担当部局として、自ら資格を取って、自らそういう講習会等に行き、やろうという、これは高い評価をしてあげなければいけないなど。ここへ多分いらっしゃるだろうから、どなただったのかなと思ったら、ここにはいらっしゃらないんですね。非常にそういう意味では貴重な方だなと。失礼だけど、緒方課長のところには、スタッフは、メンバーは何人ぐらいいらっしゃるの。[「21名です」と言う声あり] 21名いらっしゃるということですが、その罫の講習に行き、資格を取るということは難しいの。あなたは持っているわけでしょう。

○農政畜産課長（緒方祐二君）

罫の講習というのは農大で行われますので、担当になった職員は必ず行かせるようにしております。ただ、資格というのは、やはり自分でお金を出して資格を取らないといけないものですから、うちの職員でその資格を取ったのは中村君だけで、それからまたほかにも、林務のほうではそういう、例えば猟銃の資格を持っている方もいらっしゃいます。

○委員（秋廣眞司君）

この100町歩の関係ですけれども、これは議員と語ろかいの中で、上之段の方で名前をおっしゃっていますから、その名前から場所を特定して現地を見ていただきたいという要望だったんですよ。ですから、そこをしていただかないと話にならない話ですね。現地をいずれも見ていただいたのかどうかお聴きしますが、全部、3点、4点ですかね。

○林務水産課長（長野 豊君）

実際のところ、まだちょっと、我々はちょっと森林組合の担当のほうとの聴き取りしかしておりませんで、そこら辺がちょっとアバウトな部分で、先ほど答弁したようなことでございますので、発言者が確認できればまたその方にお会いをして、現地案内等をしていただきながら、当然予算が伴うこととなりますので、あとはまた森林組合と協議しながら整備をしていきたいというふうを考えます。

○委員（秋廣眞司君）

語ろかいの議事録に特定の名前が載っていますので、ひとつ確認をしていただきたいと思います。

○委員長（山浦安生君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議員と語ろかいで出た意見についての調査を終わります。続きまして、第一次霧島市総合計画後期基本計画（素案）について、農林水産部関係の調査を行います。時間に限りがありますので、説明については簡潔にお願いいたします。なお、詳細説明が必要な場合には、委員からの質疑に対する答弁という形で行ってください。それでは、執行部の説明をお願いいたします。

○農林水産政策課長（木野田隆君）

それでは、総合計画の後期基本計画（素案）と、それからお手元のほうに平成23年度の施策マネジメントシート、それから基本事業のマネジメントシートをお配りしていると思います。それにつ

いて、取りあえず施策主管課であります農林水産政策課のほうで一括してまず説明を差し上げます。はじめに、計画策定の経緯についてちょっと御説明いたしますが、24年度においては、今おりますこの農林水産部の関係課によりまして施策別分科会というのを開いております。それを開催して、まず前期計画に基づく23年度の実績の振り返りをし、その結果を踏まえて後期計画の施策及び基本事業についての見直しの検討を行いました。それを、副市長、部長等で構成する策定委員会の中に、上程した後に、承認を得て、現在の後期基本計画ができていくというのがこの策定の経緯でございます。それでは次に、前期計画期間内の振り返り評価について、お手元にあります施策マネジメントシート及び基本事業マネジメントシートに沿う形で、成果達成状況等を中心に御説明を申し上げます。まず、この施策のマネジメントシート1のほうをお開きいただきたいと思っております。本施策においては、前期計画の重点政策の一つとして位置付けられており、お手元の施策マネジメントシートの1ページ、一番上のほうですが、「基本計画期間における施策の方針」にありますとおり、「農林水産業の生産条件の向上、それから中核農林漁家や経営体の育成、新規就労(就農)者等の確保、それから地場産品の販売経路拡大による雇用創出などの新たな収益モデルの確立等による農林水産業従事者の所得向上を目指す」ということを施策の基本方針に掲げ、七つの基本事業に連なる事務事業の実施を通じて、「施策の目的と成果把握」の対象及び意図にありますとおり、対象が「農林水産業者・従事者」、意図としましては「経済的に豊かになる」ということを前期では目指してまいりました。しかし、その中段のほうにあります成果指標の推移を御覧いただきたいと思っておりますが、対象指標の推移に見られますとおり、まず農業を中心とする農林漁業経営体の減少、それから農畜産物の価格低迷、資材・燃油の高騰等の要因によりまして、4番目にあります成果指標のAからCの実績値の推移に見られますとおり、生産額の長期的な減少を改善することができず、同じく成果指標の達成率及び結果にありますとおり、全ての年において目標達成には至りませんでした。また、この本施策は七つの基本事業から構成されておりますが、残念ながら、どの基本事業においてもそのほとんどの年において目標達成に至っておりません。23年度分は、マネジメントシート2の5番目の一番下のほうに基本事業の目標達成度というのが、一覧で「△」と「○」が付いていると思っております。その上のほうが、先ほど申し上げた施策の分の達成率ですね。ですので、全てを達成した場合が「○」で、一部達成の場合は「△」というような形で書いてあります。あと残りは、3ページ以降のまたそれぞれの基本事業を見ていただければいいんですが、それぞれの基本事業マネジメントシートの基本事業の指標等の推移の各成果指標の達成率及び結果にありますとおり、ほとんどが目標を未達成という状況であります。なお、基本事業の成果指標の達成状況及び要因については、3ページ以降の基本事業マネジメントシートの5番目と6番目にその要因等を整備しておりますので、お目通しを頂きたいというふうに考えます。このように、前期において設定した「課題」の解決に至らなかったことを真摯に受け止め、今後も引き続き、「課題」として捉えることが適切であると考えると同時に、これらの「課題」の短期的な解決は難しく、相当の時間が必要であるというふうに考えているところでございます。以上のようなことから、振り返りを踏まえ、後期計画の見直しに当たっては、全体的に、この前も御指摘がありましたように、大幅な見直しは行わないことといたしましたということでございます。それでは、後期計画のこの案のほうに配ってあると思っております。「農・林・水産業の振興」については、その31ページからです。一応その素案に沿う形で、前期計

画からどの辺が変更になったかというところを中心としながら説明をさせていただきたいと思いません。まず、31ページのほうの「施策の目的」ですが、対象が前期と同様に「農林水産業者・従事者」とし、意図は「経済的に豊かになる」から「所得が向上する」に後期では変更いたしました。これは、前期計画で設定した「経済的に豊かになる」というのは、施策レベルの中の成果指標ということで、いわゆる施策の上位において目指す成果であることから、まずはその前段階の成果を設定することが望ましいというふうなことも検討しまして、そのような考えで変更したということでございます。次に、「現状と課題」であります、これは33ページから34ページのほうを見ていただきたいんですが、「5. 施策と基本事業の体系」及び「6. 基本事業の内容」というのが33ページにあるかと思いますが、そこに示されておりますように六つの基本事業に対応する形で整理しており、後期計画では基本事業の見直しを行いましたので、その点について御説明申し上げます。まず、後期においては、前期に設定いたしました七つの基本事業のうち、「観光農林漁業の推進」というのを別施策であります「観光業の振興」に統合いたしました。これは、本施策と「観光業の振興」に類似した基本事業が設定されていたことから、庁内の協議の結果、基本事業「観光業の振興」の中の「地域の特色を活かした観光資源の開発」に統合したものであります。よって、後期計画におきましては、「農林業の振興」については六つの基本事業を掲げておりますということです。このことを踏まえて31ページのほうに戻っていただきたいと思いますが、「現状と課題」を順次説明申し上げます。まず、「現状と課題」の後期と前期での大きな変更点は、それぞれの丸印の1点目と6点目、まず1点目は、農林漁業経営体に係るものであります「現状」の整理として、農林漁業経営体を取り巻く環境の厳しさについて、前期より具体的に書いて整理をいたしました。これに伴いまして、「課題」の整理に当たっても、農林水産業を取り巻く様々なリスクの低減化等に関する記述を、前期と見比べていただければ、加えてあるというふうになっております。続いて6点目の所です。6点目は、農林水産業のブランド化に係るものであります。「現状」の整理としまして、茶については、ほかの農林水産物と比べると、全国お茶まつり等、いろんな形の中で知名度の向上が図られていることから、そのような内容の分析を加えました。これに伴いまして、同じくその「課題」の所の6番目ですが、「課題」の整理に当たっては、農林水産業のブランド化につながるものとし、消費拡大に向けた知名度の向上を図ることの必要性について整理を行っております。「現状と課題」の整理を踏まえて、32ページの3番目、施策の「方針」というのがあるかと思いますが、「方針」につきましては、「現状と課題」と同様に、「方針」も前期からの大幅な見直しを行っておりませんが、農林漁業経営体の育成、新規就労者の確保、農林水産物の生産体系、販売戦略の構築等を支援するなどにより、活力ある農林水産業の実現と農林漁業経営体の所得の向上を目指すこととしております。次に、4番目の「目標値」ですが、農林水産業の生産額については、前期において高い目標設定を行ったことも反省を踏まえまして、いずれも最新の実績値からの微増を目標値として設定いたしました。これは、その設定理由が書いてあると思いますが、そこにありますように、農林水産業を取り巻く現状が厳しく、農林水産業の生産額がいずれも長期的な減少傾向にあり、今後もその傾向は続くことを見込まれることから、農林水産業を取り巻く厳しい現状に対して様々な施策を講じることで、長期的な減少傾向に歯止めを掛けることにより、現状を確実に維持することを目指す考えによるものです。また、豊かになったと感じる農林水産業者・従事者の割合については、これは市民意識調査で

すが、農林水産業の生産性向上を図るための取組を通じて、意識調査ですので変動はあるかと思いますが、一応5%の成果向上を目指すことといたしました。次に、33ページのほうの「5. 施策と基本事業の体系」ですが、先ほど御説明申し上げましたとおり、後期におきましては、1番目の「農林漁業経営体への支援」、2番目の「生産基盤の整備」、3番目が「集落営農の推進」、4番目が「農林水産業の新規就労（就農等）の支援」、それから5番目が「地産地消の推進」、6番目が「農林水産物のブランド化の推進」の六つの基本事業を掲げております。その内容につきましては、基本事業の内容がその下に書いてあるとおりでございます。前期からの大幅な見直しは行っておりませんが、「農林漁業経営体への支援」では、漁業に関する分析が、前期の中では「生産基盤の整備」のほうに入れておりました。それを「農林漁業経営体への支援」のほうに移動しております。また、「農林水産業の新規就労（就農等）の支援」では、林業の担い手や新規就労者の確保に関する記述を新たに追加しまして、そして「6. 農林水産物のブランド化の推進」では、農林水産業による農林水産物のブランド化を視野に入れた消費拡大を目指す取組や、6次産業化の取組への支援に関する記述を新たに追加しております。以上、総体的な説明を終わらせていただきます。

○委員長（山浦安生君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（西村新一郎君）

この後期計画の中で、農林水産のこの関係者の方々の一番の事業はバイオ発電じゃないの。これは全然記載されていませんよね。全然記載されていない。記載されていない理由は何かあったの。

○農林水産政策課長（木野田隆君）

バイオマス発電関係の推進については、昨年8月ぐらいから勉強会を始め、そして11月から今おっしゃるように検討委員会等を開いております。この計画を作る中では、特にバイオマス関係については我々農林水産政策課のほうでやっているわけなんですけど、一応、特にバイオマスに係る部分については、環境のほうの「自然環境の保全」に含まれているということで、基本事業がその施策の中の「地球温暖化対策の推進」という、平野部長のところですが、そちらのほうになります。ですので、エネルギー関係については、そのように太陽光を含め、再生エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、再生エネルギーを活用した地域活性化の推進に努めますと。そして、新たにエネルギービジョンを策定してエネルギー対策に取り組みますというようなことで、向こうのほうにそのような位置付けがありますので、そちらで捉えていて、我々はあくまでもこの前の議会で申し上げたとおり、林業振興というような観点の中で、これまで用材生産だけだったものを燃料生産まで変える、用燃料同時生産というような仕組みに変えていきたいというような形の林業振興という観点で、先ほど申し上げた林業者への支援とか、そちらのほうの「農・林・水産業の振興」の中ではうたっていくということで、林務のほうに位置付けをしながら、エネルギーとしての考え方は、先ほど申し上げた環境のほうで位置付けをしていると。ちょっと使い分けが難しいんですが、そのような形にさせていただいています。

○委員（西村新一郎君）

非常に、例えばこの29年度の目標値も9億2,400万円から9億3,000万円ですか。微増ですよ。しかし、このバイオ発電が生じたら、こんなものではないでしょう。この立ち上げを目標年度は間

もなくではないですか。そして、地元選出の小里農林部会長も、私に駆け寄ってこられて、これだけは何としても取り組んでくださいよと。もう予算も付けています。活用してくださいと。非常に力強く話をしてくださいました。これは、もう県のほうにその予算は計上されているわけですよね。そして、霧島市が手を挙げさえすれば事はないと。要は、その事業体がどうなっていくかということなんだけれども、この事業体等についても環境の平野部長のほうが窓口になるの、それとも材を集めなければならないから農林水産部のほうが窓口になるの。立ち上げるための施設計画についても、もう環境のほう。だとしたら、私はこの位置付けはおかしいのではないかと。やはり窓口はここでなければ、材の集荷とか原料の集荷はできないと思うんですよ。ここらあたりについて、どう。何か知らないが環境です、農林です、こうですと言われても、振り回していても前には進みませんよ。ちょっと見解を教えてください。

○農林水産政策課長（木野田隆君）

先ほど申し上げたように、総体的な理念的なものについてはエネルギーに関するものですから、今のその環境のほうにあります。そして、我々は、あくまでも農林業の振興の一基本事業としては林務関係になると思います。それと、今、委員がおっしゃるように、今後の木質バイオマス発電等の立ち上げについては、当然環境のほうとも連携していきますが、主体的には今申し上げるように林業振興という観点のほうに要素が強いので、我々農林水産部のほうが主体となった立ち上げになっていくというふうに考えております。ですので、大きな意味の中のその一つの木質バイオマスの利活用ということでいくと、政策レベルといえますか、その基本事業レベル的な話、それから発電所建設とかいう話になってきますと、事務事業レベルの話になってくるということですね。その辺については、ですから先ほど申し上げた、林業振興の中で位置付けをしながら、バイオマスの担当課である我々のところが中心となりながらやっていくということで、ちょっとその前面にその発電関係の部分がちょっと出てきてはおりませんが、その窓口のすみ分けとかいろんなことについては、今申し上げたような形のすみ分けはしながら、今後も推進をしていくというようなことで考えております。

○委員（西村新一郎君）

国が、地元選出の小里代議士が農林部会長なんですよね。国は農林部会で窓口なんだと。環境ではないんですよ。だから、県もそうですよ。国、県、霧島市が一体になったところの窓口で取り扱わなければ、これはおかしいのではないかと。まずしっかりと指摘しておきたいと。そして、森林組合長にも私は個人的に、この事業は非常に林業者にとって大変な明るいニュースなんですよと。前島議員も一般質問をいたしましたよね。就労の場にもすごい貢献をするんですよと。これは、誘致企業どうこうと言って、前田市長もおっしゃっていますよ。大事なことです。これは相当な雇用力に、私は発展する大事業だと見ているんですよ。私の試算では、これに関係する方々、少なくとも100名単位以上になると思いますよ。林業就労者も誕生してくると思いますよ。運送業もできますよ。それを粉砕するチップ業もできますよ。発電をするのは24時間ですよ。3交代で処理をしないとイケない。あの太陽光発電とは違うんですよ。もうあちこち皆さん見ていらっしゃるからですね。そして、非常に大きな雇用に関係していくんだということを、重々やはり位置付けて、部長、力強くこれは取り組んでいただきたい、こう思いますね。そして、本市には市有林の総体面

積はどのくらいありますか。だから、総体面積、だからここを整備しなければいけないと言って、議員と語ろかいでも指摘がされていますよね。そして、一部整備がされていないということを当局も認めている。これは山の監視人体制が、非常にそういう意味では高齢化になってきて、曖昧になってきて、境界がもう分からなくなってきているんですよ。新たにやはりそういう境界が分かる方は、ほとんどいなくなっていると思います。そういう意味でも、この霧島市が持っている市有林を整備したら、相当発生する原料が出てくるわけですね、お互いに森林組合と一体になって取り組んでいけば。大変な就労の場も提供することになるんだということでございます。部長、しっかり頼みますよ。しっかり頼みます。関係者の方々も、こういう数値をどこから計上して拾い出されたのか。9億2,400万円が9億3,000万円という捉え方だけれども、少なくとも5年の間では、正直言ってこれを成功させたら倍以上の数字には間違いなくなりますよ。間違いなくなる。発生するその燃料は用材と言いまして、木材の建築材として使用できない、山に捨てていたものが出てくるわけですよ。その材を増やすためには、やはり間伐や山の手入れをどんどん進めていって、生産額を上げなければこれは出てこないんですよ。そして、生産額を上げるための大きな明るい一つの政策なんです。久々に、今、森林組合長さん方とも森林組合も、非常にこうしてトンネルの中から抜けない状況だけれども、トンネルの先の明るい光が見えてきましたねと、取り組んでくださいよということ、私は力強く、今、話をしているところでございます。

○農林水産部長（中村 功君）

今、西村委員が言われたそのとおりだと自分も思っています。それで、これまで3回開きました検討委員会の中でも、自分たちが目指すものは、今、委員がおっしゃったそのものであって、いかに林業を活性化させて雇用が生まれるかということ、今、前提に話をしているところであります。今さっき質問の中で、例えば霧島市内の森林の面積約3万3,000ha、それぐらいです。そして、先日の各森林組合等へのアンケート結果で、出してもらえる木材が大体3万8,000 t ぐらい持ち出せるというような話も聞いていまして、今、自分たちが既に霧島市内に進出したいと言われる企業もあったりしまして、すごく私たちも力を入れているところであったんですが、1社が選定には漏れたというような、ホームページにも出ておりましたが、それはそれとして、これからはぜひ新たな、ちょうど去年の7月に始まった固定価格買取制度のせいで、すごく全国そういった動きがありまして、九州内でも動きがあります。それで、自分たちとしても、霧島市内にもし企業が建たなくても山はきれいになります。ですけれども、やはり自分たちが目指しているものは、霧島市内に企業体が生まれて、今おっしゃったみたいに生産ができて間伐材等がうまく利用されて、そしてまた森林がいい感じのサイクルで回って、森林整備ができて、そしてまた雇用が生まれて、また生産者等の方への所得が生まれるということを目指しておりますので、頑張っていきたいと考えます。

○委員（西村新一郎君）

ここへおいでの方々にはスタッフですからね。お伝えしておきますからね。この3万幾ら、森林組合の方々も計上された数字というのは、今までの旧態依然とした化石時代からの作業に推計された数字なんです。ここに高性能林業機械が入って行って、若い方々が高性能機械を使い出したらすごく出てくるんですよ。この何倍も出てきます。手作業でこうやっていますと、このくらいの1本で1 m³になるんですよ。ところが、1 m³出すために枝先の最後の裏作と言いまして、バイオ発電に使

うためには何十本もそろえなければ1 m³にならない。だから、10倍、20倍難儀をするんですよ。10倍、20倍難儀したのが、単価が安ければ難儀損ですから。そして、高性能機械でしたらビューンと枝も打ちますから、すぐ出てくるんですよ。だから、農林業をうまくするためには、高性能機械に対して積極的に取り組んでいかれたら、この材は幾らでも出てくると。だから、鹿児島森林管理署長を呼びなさいと私は言いましたよね。来てくれましたよ。森林管理署に作業する人たちは、高性能機械で全部作業する人たちなんですよ。だから、ものすごく現場に出ているんですよ。それは、常識的には中パに持っていきますよ。ただ、中パよりも、この管内のものは霧島市内のそのバイオ発電に使っていただくようにするためにも、高性能機械というのをセットであるということ、重々承知をしておいてくださいね。だから、若手経営者に対して、若い人たちに対して、高性能機械のニーズがあったら積極的に支援をしてやってください。

○農林水産政策課長（木野田隆君）

総体的な話の中で、生産額の林業の目標値の、先ほど指摘がございました。そこは今、委員がおっしゃるより高く設定をすることもよく分かるんですが、議会のときにも申し上げましたように、うちのこのマネジメントシートの施策評価のこの右側の5番目の所を見てください。生産額については、この前も申し上げましたように2年前の数字が上がってくるということで、遅れて出てきます。ですので、西村委員が指摘されるように、例えばバイオマス発電が26年度中にどこかでできて、27年度から始まったとしたときに、27年度分の結果が出るのは2年後ですから29年なんですよ。ですので、この最終年度に間に合うか間に合わないかぐらいの話になってきて。ですので、この年度の中では、今そういったことも考えますが、どうしてもその統計資料が2年遅れで出てくる関係上、余り高い目標をまた掲げますと、前期と同じように反省をすることになるかもしれないということで、目標値を上回る分はもう全然構わないと思いますので、ちょっと言い訳っぽい補足の説明になりましたけど、現状を何とか維持しながらの設定をしまして、それを先ほど申し上げたように「△」ではなくて「○」あるいは「◎」の成果として、我々は何とか持っていきたいというような思いもあって、少し控え目な目標値を設定させていただいたことは、ちょっと御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員（秋廣眞司君）

6次産業化について、ちょっと私の認識が薄いものですから、具体的にどのようなものなのか。現在行われている施策で6次産業を担っている施策はあるのかどうかお伺いします。

○農林水産政策課長（木野田隆君）

まず、6次産業化というのは、数字のとおり、まず1次、2次、3次産業を掛けて考えるというのが一般的な定義ですね。1次、2次、3次産業を掛けるということで6次になるということで。取りあえず今、6次産業についても地域資源を生かしたもので、それから地域の産物等を生かして、それを、これまでは作るだけの1次産業ですね。それをうまく製造して2次産業です。そして、3次産業というのは販路を拡大していくというような形で、あくまでも1次産業のところで作ってどこにか製造に売ってしまうということで止まっていたものを、その6次産業をするというのは、一つのその組織とか農事組合、そういった人たちがものを作って製造して、それをうまく県内外等に販路拡大して、売上げを伸ばしていくと。そこまで一連の流れの仕組みになっていくような生産

体系を作っていくましようというのが、まず6次産業の考え方だと思います。ですので、その中で霧島市で考えていらっしゃるのが、この前も言いましたけど、現在は3組合の方が6次産業の認定を受けられておりますが、また新たに今回また三つできました。三つの組合で今年になって全部で六つの経営体が6次産業の認定を受けたということで、それぞれが霧島市の場合は、この前もありましたようにニンニクとかニンジンとかサツマイモとか、そのような農産物を使われて、それをうまくドレッシングに製造する、あるいは黒ニンニクを作ってふりかけとかいろんなものにまた作っていくとか、そのように少し製造過程を変えながら、販路拡大を目指していくというような形の方が市内の方は多いです。ほかのところでは、それに新たにまた物産館を造って、販路を拡大するとかいう事例なんかもあるようです。ですので、バイオマスとか、それからいろんな風景とか、そのようなものも6次産業化の中では、うまく地域資源を使って、それを情報発信していくという形でいけば、そのような観点のものも6次産業化の中に入っていきますが、取りあえずは今のところ、農業関係のいろんな農作物を使った製造・販売、販路拡大というような捉え方の方々が、市内の場合は多いというような実態にあるというのが、今の6次産業化の現状です。

○委員（秋廣眞司君）

生産からその流通の末端までという捉え方をしたんですけれども。では、市のほう、国・県でも構いませんけれども、補助体制は何か整っているんですか。

○農林水産政策課長（木野田隆君）

現在のところ、補助体制というのは市としては特に持っておりませんが、この前もちょっと申し上げましたように、現在はうちの農林水産部のほうで、農林水産政策課、それから農政畜産課のほうで窓口となりながら、まず6次産業をされる方々の相談受付窓口になりまして、具体的な計画書などを作られる場合は、専門家の方が、サポートセンターというのがあります。そこの方々を紹介しながら、今後の5年間の計画とか、経営のいろんな目標値の設定の仕方とか、具体的なものについてはそちらに相談を頂くような支援体制をとっております。今、担当等が6次産業化に関する研修等に行きながら、また25年度もそのような形で研修に、先ほどの畷のあれではないんですが、そのような形で研修をしてもらいながら、より具体的なサポートができる体制を、農林水産部としては今後も構築をしていくというような形の考えを今持っております。

○委員（秋廣眞司君）

もう一点だけ伺いますが、この計画書の中には、法人化された会社等の参入によって個人の農家が圧迫されているとか、そういう「課題」も何も載っていないんですが、そのことについてはどのようにお考えですか。例えば、春山地区にさくら農園という大きな、春山地区の土地を半分、3分の2以上買い占めている法人化された会社が入ってきて、6次産業ではないですけど販売所まで設けて、観光バスを導入してというぐあいで、非常にその地に昔から住んでいる農家が圧迫されている状況もあるんですね。それについてどのように対応されていくのか。これはもう国が決めた施策でしょうから、それを止めることはできないんですけれども、その個人の農家との連携をどのようにしていくかということ、どのように考えておりますか。

○農林水産政策課長（木野田隆君）

取りあえず今おっしゃるように、法人化された組織の方々は、今後もそのような直売所とかレス

トランとかいろんな構想をまた作られながら、補助事業の申請等ができないかということの相談等も来られております。ただ、我々、その担当部といたしましては、今、委員から御指摘があったように、そういう法人化された方々に対しては、一人勝ちにならないように、周辺の観光農園の方々ともうまく連携をしていただきながら、今後も運営をやっていただきたいということで、十分その周辺の方々との協議とかそういったことも踏まえて、お互いが相乗効果があるようなやり方として、今後はそういう補助事業等の導入を活用していただきたいというようなことをお願いをしております。あと、その個人的ないろんな観光農園さん等につきましては、うちの農政畜産課のほうで事務事業的な話として観光農園等へのPRの支援等を行っているというような形で、そこについては、そのような法人化されていないところにつきましては、担当課のほうでそのような支援体制はやっているというようなことでございます。

○委員（時任英寛君）

農林水産部、木野田課長が長く話をする割には31ページから34ページまでしかないんですよ。農林水産部につきましては、個々の事業というのはものすごい多いわけなんですけれども、ただ公設市場の今後の在り方について、どのような見解をお持ちなのか。これについてお聴かせいただきたいと思います。

○農政畜産課長（緒方祐二君）

公設市場につきましては、二、三年前から市長を含めまして協議を行っております。そのような中で、なかなか黒字化が図れないというようなことで、今年ぐらいはどうか黒字になるのかなと思っておりましたけれども、やはり大型スーパー等が乱立しております、来ていただいた大型スーパーがなかなか市場を使わないというような状況がございまして、今年もやはり相当売上げが減っているというような状況でございます。ただ、そのような中でも、実を言いますと、来週ですけれども市長を含めてまた公設市場と、それから私ども農政畜産課、それから教育委員会、それから総務課も含めてちょっと協議をしようかなと思って、一応協議は進めているところでございます。しかし、そう言いながらもいろいろ公設市場とお話はしている中で、なかなか黒字化が図れないという現状もございまして、どうか給食センターへの拡大とか、あるいは地場の企業への拡大とか、それからどうかいろんな方策もあると思いますので、今後また協議をさせていただいて、黒字化を図った中で、それが黒字化を図れると、今までの指定管理者制度の導入が図ればという形で今進めているところでございます。ただ、指定管理者につきましても、黒字化が図れないとなかなかできないというような現状がございまして、できるだけ早目に黒字化をさせていただくように努力していきたいと思っております。

○委員（時任英寛君）

公設市場との引き合いでよくお話が出るのが、物産館の現状でございます。ここについても、今回、家賃等につきましても一つの線引きをいたしまして、今対応はしているわけですがけれども、現状としては、この物産館という、身近な公設のと言えればおかしいんでしょうけど、やはり市場になりますよね。やはりこういうものが、従来の公設市場の経営状況というのを阻害している、悪化させる一因ではなかろうかと考えますけれども、これとの整合性についてはどうお考えになりますか。

○農政畜産課長（緒方祐二君）

今、物産館につきましては、私どもが管轄している物産館は4か所でございますけれども、大小、観光課がしている分も含めると十一、二か所、確かあると思います。その中で、私どもが管理をしている物産館につきましては、福山がおおむね7,000万円～8,000万円、ほかの所は2億円を越す、若干下回るときもありますけど2億円前後という形で、非常に販売高も上がっております。そういう点では、先ほど話がありましたように、公設市場と相反するようなところがございまして。しかし、そのような中でも市場の存続につきましては、この物産館の活用を除いて、ある程度量がとれる農家が市場には行きますので、そういう点では少しおっしゃいましたとおり、相反する点がございまして、少し矛盾も私どもも感じておりますけれども、やはり農家にとりましては、販路が拡大できるという点からすると、やはり直接収入が上がる物産館のほうが非常にいいところもございまして。しかし、そう言いながらもたくさん農産物がとれるとどうしても市場に出さないといけないというのがありますので、そういう点では両方をうまく含めながら、共存共栄を図っていくというのが実情ではないかなと思います。それから、市場につきましては、やはり金額に応じた人件費とか、金額に応じた体制とかというのが必要だと思いますので、また今後、協議を図っていきたくて、このように考えております。

○委員（時任英寛君）

最後、確認ですけれども、大型の地元の専業農家の方、この方々というのは基本的に物産館のほうにはほとんど入れられないと思うんですけれども。ただ、全部が全部をここの公設市場のほうに持ってきていらっしゃるんでしょうか。品物薄というようなお話も聞いて、大手のその小売業者の方々が品物を確保できないというような苦情もあったとお聞きはいたしておりますけれども、現状をちょっと聴かせていただけますか。

○農政畜産課長（緒方祐二君）

農産物の中で、特に下場ではトマト、新ゴボウ、イチゴというのがあります。それから、上場でもネギとか、それからサトイモとかありますけれども、その中で、トマトにつきましてはゆうパックを利用した形での販売、それから新ゴボウにつきましては農協の共販を使った形での販売というような形で、大きな農産物につきましては、ほとんどこの市場には出していない、若干は出しているという人も、大きくはそういう形になりますので、その辺が市場に出される品物が、先ほど言った大きな大規模農家が出しているというわけではございません。逆に、小規模農家が出している。それより小さくなると、今度は物産館に出されるというような形で、非常にその中間に立つような方が逆に少なくなったりというような形だろうと思います。そういう点ではやはり市場と物産館の共存共栄という形での導入、それから市場の今後の存続としては、給食とか企業とか、そういうところへの販売強化、それからこちらで難しければ、やはりほかの市場では直接市場を通じて中央に出していらっしゃるりするところもございまして、その辺を含めて農協やら協議をしていく必要があるのかなと思っています。

○委員（秋廣眞司君）

関連ですけれども、その物産館というのは、これは時代の流れでそれぞれ各地にずっとできてきているんですけれども、じょうもん市場にしましても市が造ったんですね。市が造ったその陰に、この市場が廃っていくという姿が見えてきているんです。それで、市場の利用者も中小企業の小さ

な小売店の方々が大半なんです。ですから、それも後継者がいなくなってだんだん廃っていく、先細りになってきている状況なんですよね。ですから、課長が言われるように、市場自体の独立採算制というのは私は望めないと思いますよ。ですから、きちりとその陰で、行政のための陰になったわけですから、しっかりと市場のほうは支えていていただきたいということを申し上げて終わります。

○農政畜産課長（緒方祐二君）

市場につきましては、使用料につきましても相当な減免を一昨年から行っております。そのような形で私どもも市長とお話をさせていただいたり、また近々関係部署を含めてお話をする機会を設ける段取りをしているところでございます。そのような形でやはり市場のバックアップを図るのが重要なことだろうと思っておりますけど、ただ大型店舗がこうどんどんしてきますと、やはり、市場が努力をしないことにはなかなか大型店が受け入れてくれない。先ほど話がありましたように、逆に小さな店舗はどんどん少なくなって、両者といいですか、もう私どもが最初できたころからすると半減ぐらいしております。そのような形でやはり市場自体も経営の削減とか、あるいはそういう規模をどうするかというのを少し考えながら、黒字化という形を考えないと、なかなかずっと赤字ということではなかなか難しいと。そういう点ではまた、農協も資本を出しておりますので、その辺を含めてまた協議をさせていただきたいと思っております。

○委員（中村正人君）

先ほどの物産館についてなんですけど、毎月とかいろんなイベントを打っていらっしゃると思うんですが、各場所で、4か所ですか。それと、漁協もおさかな市とかやられていますけど、この福山について、余り上がっていないということなんですけど、当然地元密着という部分の物産館の形態なんですけれども、そのイベント等を、結局その福山がなかなか利益が上がらないと思うので、一緒にやるような。例えば福山に、横川、溝辺、国分から持って行って福山でやるとか、あるいはそこに漁協が行くとか、そういう何か付加価値を付けてやってみたらどうだろうかという話があったものですから、ちょっとお話ししたんですが、いかがお考えでしょうか。

○農政畜産課長（緒方祐二君）

4か所の物産館は合併以前から独自でされておりました。そういう点では私も農政畜産課が4か所の物産館をお預かりして、もとは観光課で預かっていらっしゃったんですけど、それで預かりをして3年くらいになります。そういうことで、そのときに使用料もどうにか一緒にしないといけないということで、やっとそこまでまとまったところなんです。そういうことで、今後はやはり四つの物産館にも物産館で多分売っていない品物もあつたりとかあるでしょうから、協議会を作りまして、そういう点では協議会の中で販路の拡大をそれぞれ図る方法もあるのではないかと考えております。そういうことで、それからPR事業も24年度から行いまして、今、ちよくちよくPRを物産館もさせていただいておりますが、そういう点ではこの品だけではなく、広域的な販路も拡大できるものと考えております。そのような形で、四つの物産館について、十分協議会を今後開かせていただいて、先ほどのようにいろんなものを売れるような形でさせていただければと思っております。

○委員（西村新一郎君）

佐賀だったかな、ネット販売で、ものすごく力を入れている、武雄だったかな、武雄のあのネッ

ト販売は、誰か承知されていますか。何かすごく全国的に脚光を浴びていますね。いわゆるその特産品を、とにかくネットで全国に販売するわけです。霧島市で言えばゆうパックですよ。トマトなんかがあるじゃないですか。そういうのをどんどんやって、すごい脚光を浴びていると。御存じですか。

○農政畜産課長（緒方祐二君）

武雄については存じ上げておりませんが、やはりネット販売が今後、非常に有効かなと思っております。そういう点では物産館四つが集まりまして、品物が一緒にできればそういうネット販売という形での導入ができるかもしれません。実質上は質と量というものがございますので、そういう点での余力があるかどうかを含めて検討させていただければと思います。

○委員（西村新一郎君）

市の職員がそのあっせんをしているんですよ。ネットのほうも担当者がいるんですよ。だから、極端に言えば、この中のどこかがネット販売担当窓口を作って、結局、農家の方々と対応をしているわけです。そして、それが非常に数字が上がっているそうですよ。そして、沖縄の辺に行ったり、あちこちの加盟自治体ができているということでございますので、この計画の中には載っていませんが、ネット販売を、部長、十分考えてくださいよ。ちょっと前向きに答えてください。

○農林水産部長（中村 功君）

物産館がネット販売をしているという記事はよく見るがありました。ただ、今おっしゃった武雄のことについてはちょっとはつきり覚えておりませんが、普通の場所で販売するのと、やはりネット販売というのはすごく販路が広がって、活性化のほうにも多分つながっているんだろうなと思いますから、今日以降、勉強させてください。

○委員長（山浦安生君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで農林水産部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時00分」

「再開 午後 1時00分」

○委員長（山浦安生君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、第一次霧島市総合計画後期基本計画（素案）について商工観光部関係の調査を行います。時間に限りがありますので、説明については簡潔にお願いいたします。なお、詳細説明が必要な場合は、委員からの質疑に対する答弁で行ってください。それでは、執行部の説明をお願いします。

○商工振興課長（池田洋一君）

まず、施策名が「商工業の振興」という事業から説明させていただきます。まず、施策マネジメントのほうから説明いたしますと、これは平成23年度の振り返りということでございます。まず、この基本計画ということで、「商工業の安定経営に資するための各種支援策を充実させ、生産・流通拡大に努めることで従事者の所得向上を目指す」ということで、対象が「商工業者・従事者」でございます。それと、意図が「経済的に豊かになる」というふうに位置付けております。まず、この

対象指標につきましては、この前期の分につきましては「商工業の事業所数」とか「従業員数」というふうに位置付けておりましたけれども、ここに未確定というような形で表示してございますけれども、なかなか市内の全ての事業所・従業員関係を把握するのが非常に困難ということで、統計調査等で確認しますけれども、これが2年後とかそういうものでございましたので、今回、後期につきましては指標を見直すというような作業も行っております。それと、成果指標につきましても、「生産額」、「所得額」、これは非常に大事なものなんですけれども、これにつきましてもその発表そのものが2年後とかそういう形になりますので、なかなか実態が把握しづらいと、遅いというような形で今回見直しております。それと、あとC、D、Fにつきましては、「豊かになったと感じる商工業者・従事者の割合」、これは市民アンケートということでございます。これにつきましては、実績値等はそれなりに少しずつ増加してきているというふうな結果が出てきております。それと、「霧島商工会議所の会員数」、「霧島市商工会の会員数」でございますけれども、これを見ますと若干右肩下がり、今現在、会員のほうがちょっと減少傾向にあるというのが結果で出てきております。2枚目をお開きいただければ、マネジメントシートの2でございますけれども、ここでまず主に説明するのが、「5. 施策の現状」ということで、平成23年度の取組ということで、「商工会議所、商工会に対し、商工業のアドバイザーとしての役割強化を働きかけるとともに、商工業者に対して経営支援の充実を図る」というふうに位置付けております。それと、23年度の達成状況につきましては、商工業の利子補給補助金、これの補助率を2%に拡充し、市内商工業経営者の安定を図ったということと、県の制度資金等の利用者に対して信用保証料を0.11%の補助を行ったというような実績を残しております。それと、「平成23年度施策の成果指標の達成状況及び要因」でございますけれども、「A. 生産額」、「B. 所得額」については、先ほど説明したような形で、平成23年度の数値が確定するのが平成25年度であり、未確定となったということと、「C」のアンケート調査につきましては、実績値が平成22年度に対し1.1ポイント減となったという結果が出てきております。それと、「D. 霧島商工会議所の会員数」、「E. 霧島市商工会の会員数」については、目標を約5ポイント達成できなかったと。その要因としては、やはり長引く景気低迷や後継者不足による減というようなものが挙げられると考えております。そこで、後期基本計画でございますけれども、この素案を見ていただければ有り難いですが、まず先ほども申したような形で、対象が「商工業者・従事者」、意図が「経済的に豊かになる」ということでございます。「現状と課題」といたしましては、「本市の誘致企業の企業数は横ばい状態が続いておりますけれども、商業につきましては小規模の小売店舗等は高齢化による後継者不足等により弱体の傾向にある」と。「しかし、大規模小売店舗等の出店の影響もあり、緩やかな回復傾向にあります」ということでございます。それと、「中心市街地においては閉店や規模を縮小する店舗等もあり、空き店舗が目立っております。また、合併に伴い中心部と中心部から離れた商店街では、集客に格差が生じている」と。それと、「焼酎、黒酢、関平鉱泉水などの特産品や、薩摩錫器など、霧島のブランドとして認知されており、雑誌やテレビ等で取り上げられている」という「現状」でございます。「課題」といたしましては、「商工業者のアドバイザーとしての役割強化を働きかけるとともに、連携して商工業者への経営支援を行う必要がある」ということと、「市内全域に点在する商店街の活性化を図る必要がある」と。それと、「特産品についてブランド化を推進する必要がある」と。それと、「農商工連携を推進し、本市の素材を活

かした新たな特産品の開発に取り組む必要がある」と。それと、「空き店舗の解消と活用を図る必要がある」というような「課題」が出ております。「方針」につきましては、前期と変わらずに、「商工業者の安定経営に資するための各種支援策を充実させ、生産・流通拡大に努めることで従事者の所得向上を目指します」ということでございます。次に、36ページでございますけれども、「目標値」につきましては、ここににつきましては先ほども申したような形で、「生産額」と「所得額」をこの上の二つは入れておりましたけれども、なかなか状況が把握できないということで、商工会や商工会議所に加盟している中でどういう年度でどういう廃業件数があつたかとか、それと新規加入者数が幾らであつたというような、簡潔に分かるような形での成果指標に変えてございます。そうしたことで、23年度をベースに29年度の目標値を掲げているところでございます。それと、「5. 施策と基本事業の体系」ということで、「商工業の振興」につきましては三つの基本事業を設けております。「商工業者に対する経営支援」、「買い物のしやすい環境の確保」、それとここに前期では「ブランド化の推進」ということございましたけれども、ここに「霧島産物・技術を活かした製品（商品）開発の促進」というような形でちょっと基本事業名を変更しております。それと、6番目ですけれども、「基本事業の内容」ということでいきますと、「制度資金借入に対する利子補給の補助を行うほか、商工会議所・商工会に対し、中小企業経営相談や各種講座開催に係る助成を行う」ということと、「セーフティネットの保証制度の認定を行い、市内商工業者の借入れ等に対して経営の安定を図る」というようなことで載せております。それと、いろんな補助事業がございますけれども、「かごしま産業支援センター等と連携し、商工業者に対し、積極的な事業、制度についての情報を提供します」ということでございます。次に、「買い物しやすい環境の確保」につきましては、まず「商店街活性化支援事業等の街路灯の設置や修繕というような形での事業の補助を行う」ということでございます。それと、「地元で買い物をする消費者が恩恵を受けられるような商店街独自の取組を支援します」ということでございます。それと、「大規模小売店舗の新・増設計画等に対し、周辺地域住民の利便性及び商業その他業務の利便の確保の見地から、関係者の意見を聴取し適切な調整を行います」ということでございます。それと、「商工会議所、商工会と連携し、空き店舗の解消と有効活用を図る」と。それと、今回、「霧島産物・技術を活かした製品（商品）開発の促進」につきましては、「関係団体等に対し、霧島産物・技術を活かした製品（商品）開発のための助成を行うとともに、農商工連携を推進し『霧島ブランド』の確立を目指します」、それと「農商工連携を推進し、6次産業の活性化を図ります」ということで、今回、「商工業の振興」という形での後期計画を掲げております。「商工業の振興」につきましては以上でございます。

○観光課長（藤山光隆君）

観光課関係について御説明申し上げます。マネジメントシートもお手元に準備をさせていただいておりますけれども、施策の方針としては、ここに書いてあるようなことでございます。対象は「観光業者・従事者」、それから指標としては「協会に加入している事業所数」と。あと、意図的には「経済的に豊かになる」と。成果指標といたしましては、ここに書いてありますように「観光客数」と「消費額」というような形で出しております。そういうような中で、今回、後期の基本計画の見直しの中で、素案の38ページをお開きいただきたいと思います。まず、「施策の目的」でございますけれども、後期におきましては対象・意図とも「観光業者・従事者」・「経済的に豊かになる」という

ことで、変更はいたしておりません。次に、「現状と課題」という部分でございますけれども、御存じのように、この総合計画を策定した後に、平成21年度は新型インフルエンザ、それから平成22年度は口蹄疫がそれぞれ発生し、平成23年1月の新燃岳の大噴火、そして同じく3月には東北大震災の発生など、予期できない外的要因による出来事が発生しております。また、その反面、平成22年9月の霧島ジオパークの認定、同じく平成23年3月の九州新幹線の全線開業、それから平成24年3月の霧島錦江湾国立公園の再編など、明るい話題もあったんですけれども、環境を取り巻く環境が予想外に大きく変化をしたことに伴いまして、この「現状と課題」の中でも大きく後期で見直しをいたしております。特にこの38ページ、「現状」の中の丸印の下三つでございますけれども、霧島ジオパークの関係、それから今申し上げました霧島錦江湾国立公園の関係、そして大手旅行会社によるアンケートで満足度全国一に選ばれましたと、そのようなことが過去を振り返った「現状」でございます。そのようなものを基に、当然「課題」のほうにつきましても大きく「課題」が出てまいりましたので、そちらのほうも掲げております。39ページですけれども、先ほど説明申し上げましたような外的要因、それから霧島錦江湾国立公園の再編等も含めまして、この「課題」の中で、特に丸印の上から3番目以降ですけれども、ここにつきましてもそのような要因を踏まえまして、大幅に「課題」として新たなものを追加しております。上から三つ目の丸印ですけれども、「個人観光客でも容易に移動ができるように、空港や駅などからの交通アクセス」、それから「インターネットなどを使ったPR方法」、「観光協会と一体となった情報発信」、そして「外国人観光客への提供」、あと「おもてなし」等々でございます。また、次の「方針」といたしましても、こちらにつきましても先ほどの「現状と課題」を踏まえまして、「本市ならではの豊富な素材を活かした観光地づくりを推進するとともに、知名度の向上に努めていく」という、ここも新たな「方針」として掲げております。そのようなものを含めまして、4番目の「目標値」でございますけれども、平成22年度までの通常ベースを基に、今回、平成29年度の「観光客数」、それから「消費額」につきましては、このような形で目標値も見直しをさせていただきました。次に、「施策と基本事業の体系」につきましては、こちらにつきましても大きな柱、施策「観光業の振興」、基本事業の四つの柱、この四つの柱につきましては大きく変更はいたしておりません。ただし、その中で四つの大きな基本事業の中で、それぞれ新たな事業展開ということで、今回、計画を出させていただきました。まず、基本事業「観光客誘致宣伝活動の展開」、そういう中では「市内の観光案内施設における情報提供や国内主要都市における効果的な観光客誘致活動を行っていく」というようなことでございます。次に、2番目の「地域の特徴を活かした観光資源の開発」の中では、「体験や着地型というところに注目をして、様々な体験を利用しながら、スポーツ・芸術・文化・歴史・ジオパークなどの学習型、それから県内唯一のセラピー基地でありますセラピーロードを活用した健康志向型などの実施をすることによって、観光客の様々なニーズに合わせていきたいというふうに思っております。それと、その一つ下ですけれども「関係観光機関と連携をとりながら、スポーツキャンプや各種教育施設等を活用した会議等を誘致していく」と。それと、その下、「霧島茶や黒豚、黒牛、黒酢などの本市の特産品を使用した食による観光素材の開発も進めていく」というようなことでございます。それと、最後、41ページでございますけれども、新たなまた展開ということで、「観光客の受入体制充実」の中では、「二次アクセスの向上に努めて、個人や交通弱者でも移動しやすい観光地づくりを推進していく」と。

そして、一番最後の四つ目の大きな柱としては、「海外からの観光客の誘致」でございます。「国際航空路線を有する鹿児島空港所在地である霧島市としては、その優位性を活かして効果的な観光客の誘致活動を行っていきたい」というふうに思っております。また、おもてなしの部分に大事にするということで、「外国人でも分かりやすく安心して観光できるように、外国語表記や観光案内板、観光パンフレットの作成に取り組む」ということで、観光課につきましては過去数年間の大きな外的要因による予期しない出来事等を踏まえまして、「課題」が大きく出てまいりましたので、そのようなものを解決するために後期基本計画を策定いたしました。そういう中で、「目標値」を先ほど言いましたような形で若干抑え気味ではありますが、平成22年度までのベースを基にして実施をしていくということで、後期計画を見直しいたしております。

○商工振興課長（池田洋一君）

最後に、「雇用の促進」ということで、まず施策マネジメントのほうでございますけれども、対象が「求職者」及び「事業所」、意図が「就労する」、「雇用を増やす」ということでございます。成果指標につきましては、ハローワークのほうからの「就職決定率」ということで、有効求職者数分の求職件数というもので、率で把握するようにしております。それと、「誘致企業が新たに増やした雇用者数」、これにつきましては毎年4月1日付けで調査をしておりますので、その従業員の数というのがどういう状況にあるかということでございます。それと、現在、操業している誘致企業数がどうなのかという形で、これにつきましても自然に撤退とか、そういうケースもありますので、そういう今現在の状況がどうなのかというような形での数字のお示しをしております。その中で、2枚目に書いてありますけれども、大きな5の③につきましては、この「就職決定率」につきましては増加の傾向にありますので「◎」がございまして、この「誘致企業の雇用者数」、それと「誘致企業数」につきましては「△」の、若干落ち込んでいるというような結果が出てきております。次に、基本計画の素案のほうの42ページでございますけれども、「現状と課題」ということで、「現状」につきましては、「本市においては大企業が立地しており、地元雇用への貢献度は非常に高いものとなっている」ということと、「有効求人倍率が県平均や全国平均よりも低い状況である」と。それと、「製造業工場、それと大規模商業施設等の立地により、近隣市町と比較すると雇用の場は確保されているのではないか」と。それと、「高速交通体系の整備による物資輸送ルートが確立されている」ということで、企業の立地条件には恵まれている」ということが「現状」でございます。「課題」につきましては、「雇用情報を提供するとともに、起業支援制度の充実や、雇用創出につながる積極的な企業誘致活動を行う必要がある」ということと、「企業立地に必要な工場等用地の確保や基盤整備に努め、企業誘致活動等に取り組む必要がある」というようなことが「課題」となっております。「方針」につきましては、「進出企業数の増加につながる企業誘致活動を継続して行い、地元雇用の拡大・促進を図るとともに、事業所に対し雇用者数の増加を検討するよう働きかけます」というふうに「方針」を出しております。それと、「目標値」でございますけれども、「就職決定率」につきましては、平成23年度が39.5%ですけれども、平成29年度の目標値を40.0%というふうに位置付けております。それと、「誘致企業の雇用者数」につきましては、今現在、平成23年度で1万860人というような数字が出ております。これを、平成29年度につきましては、これよりも約1,100人ほど増加させた1万2,000人という「目標値」を掲げております。それと、「誘致企業数」でございますけ

れども、平成23年度は84事業所ということでございますけれども、この一番下にありますように、「年間3社以上の企業誘致に努め、100社を目指す」というような形で、年間に3社くらいの立地協定を行うというような目標を立てております。「基本事業」につきましては、「雇用の促進」は二つございまして、「地域の特色を活かした雇用の促進」、それと「企業の誘致」ということでございます。「雇用の促進」につきましては、「労働局、ハローワークと連携をとりながら、地元雇用創出に有利となる支援事業等を活用します」と「就労情報の提供や創業支援に取り組みます」ということでございます。次に、「企業の誘致」につきましては、「企業訪問を積極的に行うほか、優遇制度の拡充を図り企業誘致を推進します」と。それと、「立地している企業を訪問することで、最近の業況や将来の増設計画などの情報を得るように努めます」と。それと、「企業が立地しやすい環境において、工業団地の整備に努めます」ということで、後期計画につきましては「雇用の促進」という形でこのように位置付けているところでございます。

○委員長（山浦安生君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（時任英寛君）

先ほど説明がございました「施策の目的」、「対象」、「意図」というのがございます。商工観光部のほうでは、「商工業者・従事者」、「経済的に豊かになる」、「観光業者・従事者」、「経済的に豊かになる」という表現がなされておりましたけれども、農林水産部では、「農林水産業者・従事者」、「所得が向上する」という表現を使っているんですよ。ここの考え方の違いというのはどういうふうに理解すればいいのでしょうか。同じ事業所ですよ。「所得が向上する」と「経済的に豊かになる」。一つの後期計画というか、市の顔になる計画なんですけど、そこでこの表現の違いというのがあっていいものだろうか、このように認識をいたしておりますけれどもいかがでしょうか。

○商工振興課長（池田洋一君）

「所得が向上する」というのと、私ども商工観光部のほうは「経済的に豊かになる」と。基本的には同じことなんですけれども、確かに「所得が向上する」ということも含めて「経済的に豊かになる」という位置付けをしておりますけれども、所得だけでなく、その「商工業者・従事者」が金銭的な面だけではなく、総体的な面でそういう形での「経済的に豊かになる」というような大きな、まだ含みを持たせた言い方で、私どもがこの「意図」に「経済的に豊かになる」というような位置付けをしているということでございます。

○委員（時任英寛君）

だから、農林水産部もそれで良かったのではないかなと言ったんですけど、具体的にそういうものをここに、所得が上がるのが私どもの施策の方向性だと言われたものですから、ここあたりがお互い意見の相違があるのかなと思って申し上げたところです。続いてよろしいですか。[「はい、どうぞ続けてください」と言う声あり] 特産品、関平鉱泉のまた工場の建替計画等が出ておりますが、今何が一番高いかと言えば水が一番高いと言われているような、ガソリンより水が高いと。それぞれにライバル会社というのも出てきて、なかなか関平鉱泉の売上げも伸び悩んでいるところです。やはりこれは、一つは行政がやっている商売という考え方でいけば、非常にこれはもうPRも含めて手間暇が掛かって、印鑑を押す人が増えて、ほかからすればもう幾重にも後れを取っていく

というようなことになっているのではなかろうかと思っております。それで、今回、ここに明記はされておきませんが、経営形態を変えて会社方式にするというような考え方というのではないのか。そうでしたら、スピーディーな対応というのができていくのではなかろうかと考えますけれども、具体的に今回の後期計画の中には載せてありません。商工観光部長の見解をお伺いしたいです。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

確かに今、時任委員がおっしゃるとおり、いろんなものを決断するときには全て決裁を回していくということになれば、なかなか時間的なロスがあつて、即、実行に移せないという状況にはございます。そういった面で工場の建て替えを今、計画いたしておりますので、これと併せてその経営の在り方、経営組織自体の在り方についても、内部のほうでは一応検討を進めていきたいというふう考えているところではございます。

○委員（時任英寛君）

かえって、会社として独立して会計もやったほうが、実際、減価償却費なんかも見ていけるんですよね。どうしても公会計でいきますと、そのあたりが全然見れない部分があつて、基金として積んでいかざるを得ない状況です。余ったお金と言えはいいんですけど、余剰金については、これは霧島市に対して寄付という行為もできるわけですし、そこから考えれば今の会計単位よりもはるかに企業のほうが売上向上にもつながっていくと認識いたしますので、内部でも前向きに検討することによってございますので、しっかりとその点については議論を頂きたいと、このように求めておきたいと思ひます。それから、農林水産部のほうで出ました6次産業の考え方ですね。基本的には今、その農林水産部のほうで掌握して、今年度、また3団体増えて6団体になるということによってございますけれども、商工観光部としての6次産業へのバックアップというか、支援体制というのはどういう考え方でいらっしゃるのか。ここをまずお聴かせいただきたいと思ひます。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

農林水産部のほうで、やはり1次産業だけではなかなかいいものを作っても農家の所得につながっていかないということで、それを加工・販売まで手掛ける6次産業化というものに今、一生懸命取り組んでいるわけですが、6次産業化というのは農林水産業に従事する人たちが、自分たちで生産をして加工して販売するという形でございますけれども、農商工連携というのは農家で生産されたものを商工業の方々が一緒になって加工したりして、新たな製品を作って販売していくという形で、農業と商工業と連携をしてやっていくという形でございます。やはり、それぞれ商工業の方々は、加工とかいろんな新たなものの製品開発とかいろんなものでノウハウを持っていらっしゃいますので、私どもといたしましては、農林水産業の方々と私どもの商工業と連携をして新たな商品開発、販売促進、そういったものにぜひ取り組んでいきたいというふう考えているところです。具体的に今後、それにつきましては農林水産部と十分協議をしながらですね。今までは、例えば全国お茶まつり大会のときに「ちゃ～まる」というものが、開発をして非常に好評を頂いて、今、販売されておりますけど、あれにつきましても、お茶、そういったものを使って、お茶を原料にして新しい商品開発をしていくと。やはり、お菓子に携わる人たちと一緒にコラボを組んで作った製品でもあります。また、高校も中に入ってもらって、デザインとかいろんなものを開発してもらったりとかやっておりますので、やはりそういった形で異業種の者同士でいろんな新しいもの

に取り組んでいくということは非常に大事なことであろうと思いますし、これからも積極的に、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員（時任英寛君）

今おっしゃったように、商工業または工業の方々がお持ちのノウハウというのを農林水産業の方々に御指導いただくことによって、その6次産業とか、その製品自体の価値というのもまた上がっていきますので、ぜひともそのあたりはよく連携をとっていただきたいと思います。新しい起業というか、そういう方向性にもつながっていくのではないかと、そういう期待をいたしておりますので、よろしく願いをしたいと思います。それから、観光のほうですけれども、先ほど数字の発表がございました。なかなか新燃やらそういうものがありまして、厳しい状況がありましたけれども、一つの「目標値」ということで、ここに828万人、平成29年度目標を出されました。先ほどのお話でいけば、従来の、一つの上げ幅をそこに持ってきたというようなことですが、今年度からするとやはり150万人以上上乗せを、平成23年度現状値からすれば150万人以上ぐらいの観光客の増加を見込まないといけないんですけれども、その具体的な手立てというはあるんでしょうか。というのが、新幹線効果が薄れてきていますよというお話が今出ております。大きく期待された新幹線ですけれども、リピーターの方はやはり来ていただけるみたいなんですけど、なかなか当初の活況というのが厳しくなったのではなかろうかと。ただ、指宿方面は相変わらず好調なものを維持しているというお話も聞かれますけれども。ここについてどのような見解でいらっしゃるか、お聴かせを頂きたいと思います。

○観光PRG長（藤崎勝清君）

まず、初期の総合計画でいきますと、最終目標を大変大きく掲げておりました。22年度ベースといたしましたのは、先ほど課長のほうから説明ありましたとおり、新燃岳、それぞれ外的要因に対する数字が出てきておりました23年度を基数値にすることは大変困難でございますので、通常ベースを22年度といたしまして、その後、いわゆる2%成長という形で数字を積み上げております。ですから、最終の目標をまず作るのではなくて、今後、パーセンテージ2%目標を目標に掲げまして、積み上げていった数字が最終の目標となっております。今、時任委員のほうからお話がありましたとおり、新幹線効果の2年目のジンスというものが当然表れてございます。しかし、ここで目標を低く、あるいは1%とか、今の現在と同じレベルとしてしまうと、それに対する施策が弱くなるということで、2%は目指したいというのを掲げたのが、まず数字でございます。今後につきましては、これまで広島、東京、大阪、こういった所でのキャンペーン展開も行っていましたけれども、例えば「鹿児島市内に来られる方々も日帰りでぜひ来てください」とか、「県内の方々も来てください」、いわゆる遠くから来られる方は回数が減りますので、そういった県内の対策、あるいは隣県、宮崎県、熊本県、こういった所を、何回でも繰り返し来ていただけるような所へも、やはりもう一度目を向けながら、余り遠い所へお金を掛けすぎて、実際、1,000人にキャンペーンでチラシを配ったけど、さて、何人来るんでしょうかと、そういった懸念もございます。あとは、手法についても現在はやりのホームページ、インターネット、その他のもので広くPRしながら、この目標に近づけるような観光のほうの計画も、現在、まとめを進めているところでございます。

○委員（時任英寛君）

だから、今、グループ長がお話しされたように、ターゲットというのは宮崎であったり熊本であったり、これで私は正解だと思うんですね。特に、24年の温泉満足度全国一という一つの評価を頂きました。宮崎県には温泉が余りないんですね。わざわざ霧島の温泉までずっとつかりに来られていたんですけども、新燃の爆発以来、なかなか足が遠のきましたというお話も聞いておりますので、ぜひとも、まず近隣の観光客、日帰りでも結構ですから、やはり数を増やすという御努力を頂きたいと、このように考えております。それから、商工会が開発したご当地グルメ、これは「もぜ冷麺」、上は「温麺」と書いてあって、二つともあるんですか。「温麺」と「冷麺」と二つ。はい、分かりました。

○副委員長（志摩浩志君）

先の議会でも同僚議員からスポーツキャンプについて質問がございましたけれども、先日、奄美に視察に行きましたが、奄美が相当いい雰囲気で作られておりました。このスポーツキャンプ、これを霧島ももう少し積極的に取り組んでほしいと。奄美でももう相当数のキャンプが来ておりますけれども、特に駅伝チーム、陸上が来ております。サッカーはなぜ来ないかと言えば、年間の手入れが大変で、今度は市民が反対にグラウンドを使えないと、気を遣いながらやるということで、駅伝、陸上なら、もうそう要らないということでした。そして、最後に、どうしても霧島と連携を組みたいと。広域連携によって、先ほど温泉の話が出ましたけれども、奄美に温泉がないと。奄美で体を鍛えて、帰りにどうせ鹿児島空港に降りるんだから、ここで今度は癒して帰ってほしいと、そういうような連携をとれば、霧島にも相当数のキャンプが寄れるのではないかというようなアドバイスも頂きました。うちの議長の紹介で奄美の議長が取り計らって説明してくれましたけれども、この議長というのがまた積極的な方で、ぜひ皆さんも一回、面談して、話を伺ってほしいなと思っております。前田市長にも、講師にでもいいから呼んでもらって、講義を受けたほうが絶対ためになるような議長の話でした。それと、関平鉱泉ですが、さっき時任議員が話をされましたけれども、武田主幹にお伺いしますけれども、今、関平をやっておりますけれども、会社にしたほうがいいのかというような提案もありましたけれども、現場としてはどうのお考えか、聴かせていただけたらと思います。それと、いろいろ観光案内板についてですが、観光案内板もまたジオパークとかやりますと、いろいろと立てられると思うんですが、例にとりますと、隼人駅前にある看板には、大きなのを立てていらっしゃるんですけども、和気神社の藤棚と霧島連山の霧氷と下井海岸、そして新川溪谷が載っております。私は、これは適材適所かなと思うんですが、隼人駅に降りてきたら、まず鹿児島神宮があって、隼人塚があって、日当山温泉じゃないかなと思うんですけども。これは、霧島温泉駅と場所を間違ったのではないかなというような気でおりますけれど。そして、また隼人駅もこのロータリーに立ててありますが、隼人駅も工業試験場があったり、そういうことで、竹を主にして駅舎を造っております。それを正面からよく見えていたのが、この看板のお陰で視界も悪くなっているんですね。だから、駅としても迷惑がっているのではないかなと。自分勝手な看板を立てていらっしゃるのではないかなと。もう少し考えてやってもらったほうが、駅前ロータリーの花壇もきれいに植栽がされて、花もきれいになっておりますので、こういうことも考えながら、こういう案内板は作っていただく、これは提案ですけれども、その件についてお願いをいたします。

○観光課長（藤山光隆君）

まず、1点目のスポーツキャンプの関係ですけれども、今、本市といたしましては、他市町村との観光の連携という中では、観光姉妹都市である雲仙市、それと今、事業展開といたしましては、県内の大きな観光地の一つであります指宿市との連携、それから観光協会としての連携ということで屋久島のほうとやっております。そういう中で、今おっしゃったスポーツキャンプにおける奄美との連携というのは、そういうような仕掛けができれば我々としても、霧島市の場合のスポーツキャンプの部分というのは、ほとんどが今の時期、1月末から3月中旬くらいにかけての時期に集中している、そういう時期です。奄美の場合には陸上のアスリートたちが、ある意味、年間を通してですので、そういう意味で、トレーニングは奄美でやって、後の癒しであったり、マッサージといえますか、そういうケアを霧島の温泉施設を使いながらということであれば、大変我々にとっても年間を通してそういうことができればいいことだと思いますので、何かそういうコネクションがうまく取れたら、どこかの中でお話をしていければいいのかなというふうに思っております。機会があればぜひ話し合いだけはしてみたいと思っております。それと、関平につきましては、直接、武田主幹のほうにということですので、そちらを置きまして、看板の関係ですけれども、看板につきましては、一昨年、市内の要所であるJR駅の看板が傷んでいるというようなこともございまして、取りあえず大きな所で、隼人駅、国分駅、霧島神宮駅、それから霧島温泉駅の所に同じような看板を設置させていただきました。今、議員がおっしゃいました、隼人であれば、先般行われました初午祭であったり、大きなそういう、その地域を表すような看板が、おっしゃるとおり妥当ではあったのかなという気もいたしますけれども、そういうような統一したものを出していこうということで、霧島の四季というような形で同じようなものを設置させていただいたような次第です。今後、後期の計画の中にありますように、外国人の観光客向け、それから国内の観光客に対してもそうですけれども、そういう機会があれば、立ててすぐですので、また建て替えるというのは少し経費的にも簡単にはできない難しい面があるかと思っておりますけれども、今後につきましてはそのようなことも念頭に置きながら、今後また対応をしていきたいというふうに思っております。

○観光課主幹兼関平温泉・関平鉱泉所副所長（武田繁博君）

関平鉱泉の現場での感じといたしまして、私が感じていることを述べたいと思います。会社化につきましては、先ほど部長も言ったとおり、やはり迅速な意思決定、これは非常に大事だと思います。企業にとって現場で判断したことがすぐ販売促進に反映するという、そういうスピード感のある考え方は、非常に大事だと思います。それと、今、予算の執行に関しても、やはり一般会計ですと、一般会計で予算を組むのは前の年の8月、それを執行するのは次の年の4月以降です。企業的な考え方でいくと、その間8か月あるんですね。経済的な状況というのはその8か月で激変します。やはり、その一般会計というのは限界を感じているところがございます。会社化にすれば、その辺が改善することになるのではないかと考えています。それと、今、関平鉱泉所には職員が私を含めて24人働いております。正社員と言われる者は、私が一人なんです。残りの23人は臨時職員です。臨時職員の賃金というのも結構抑えられておまして、半年ずつ更新してまた雇用ということなんですけれども、彼らの側からしてみても、そういう状況よりも、会社化にすれば社員という形で身分も保証されますので、勤労意欲、モチベーションも上がっていき、またそれが販売

促進につながるのではないかというふうに、私は考えております。

○委員（西村新一郎君）

8か月ということでございましたけれども、行政でやるから8か月かかるのであってということではなくて、行政の民間的発想でいったら、これを、タイムスケジュールを詰めることはできるんですよ。それは、今の言われた答弁に対しては、ちょっと私は疑義を感じるということです。それと、会社化して身分を保証して、いわゆるモチベーションを上げると。これも民間の立場からして大きな疑義を感じると。何で役所がやっていたらモチベーションが上がらないのかと。ここらあたりの問題は、私は今の答弁に対しては御指摘をしておきたいというふうに思います。先ほど午前中、農政畜産課のほうでしたけれども、武雄市が取り組んでいるネット販売がありますよね。すごく成果を上げています。これは、市の職員がその民間の商業者と生産者とつないでいると。そして、それに加盟する自治体が非常に多くなってきていると。すごい業績を上げていているということがNHK番組で長時間放映されておりまして、このネット販売というのがどの程度威力を発揮するものかというのを、私は改めて知ったわけでありまして。武雄市長は、正に市の担当職員を民間の社員みたいとにかく指導し、そして全国からの調査団が数多く出てきていると。これは同じ行政として、やはりしっかりと学ばなければいけないのではないかなと。例えば焼酎がありますね。黒酢がありますよ。関平鉱泉もありますよ。これを、やはりネット販売かけたら、少なくとも現状よりも下回る売上げというのではないのではないかと、伸びると。そして、消費者から見たときに、行政がネット販売のあっせんをしていることが、大きく安心・安全をとにかく呼び起こしているんだということを感じてその報道の中では放映していました。これは、大いに霧島市も取り組むべきことではないのかなと。これを全て民間に委ねることだけを考えていくというのは逆の発想だなというのを強く感じた次第であります。後ほど、この協議の中で、執行部の方々が退席した後には、委員長に、武雄市を訪問して所管事務調査で行って、委員の皆さんの御賛同を得られないかというような発言もしてみたいと思いますかね。そういうことを考えていきたいと。そして、観光もやはりこのネットではないんですか、今。やはり、ここをやっていきましたら、これを観光協会やあるいは観光業に従事している皆さんと、そして行政がそれをつないで窓口になって、いろいろと発想を展開していったら、今の皆さんに対して、国民のレジャーに行こうという方々に、どうしてそのネットにつないでみようかというような、そういう意味のコンサルといいますか、アクセスしてくださる、数多い、そういう御提案ができるような、そういうものに対して私は予算を投下してもいいのではないかというふうに思います。それと、観光に関しては、率直に言いまして、トヨタ車体研究所の故佐羽尾名誉会長、下井海水浴場から若尊鼻のあそこは、世界にない、マリンスポーツのヨットハーバーにできるんだということを感じていらっしゃいました。世界を股にかけて飛び回っていらっしゃる方の発言であります。そして、今給黎という、ヨットで世界一周した女性の方がいましたよね。あの方を連れてきて、その佐羽尾名誉会長が当時、ホテルで講演をされる企画もしていただきました。そういう意味では、あそこは活用法によっては素晴らしい地だそうですね。地中海のどこにもましてというような話もされておりました。そして、シドニーとか世界の各地、そういうことも話をされておりましたが、この霧島山と温泉が余りにも霧島市の観光の中では前面に出すぎているのではないかなと。山、川、海、このセットの中で海の部分がちょっと欠けているのではないかと。

国立公園も錦江湾を含んでの国立公園化になったわけですから、この後期計画の中では、もうちょっと位置付けたことをこうして書かれていてもいいのではないかというふうにも思います。これについて、萬徳部長、今のことに関してコメントしていただけますか。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

一昨年、若尊の遊歩道を農林水産部のほうで整備をしたわけですが、あれを整備したことによって、今、多くの方が利用いただいています。散歩とかいろんな形でですね。非常に多いということで、トイレを設置したりとかいろいろやっているんですけども、我々も改めて見まして、あそこのロケーションというのは本当に霧島市の財産だなというふうに思います。そういった面で、国立公園が霧島錦江湾国立公園となりましたので、今までは山というのがどちらかという霧島で、山のほうがメインという形でございましたけれども、錦江湾というのも入ってまいりましたので、やはり今からは海を活用した観光というのも考えていかなければならないだろうというふうに考えております。そういった意味で、来年度のハネムーンウォークの中でも海をコースとした新たなコースの選定もやろうということで進めておりますので、これからは海、山、川、そういった霧島が持つ本当にすばらしい自然遺産、これを有効に活用していきたいというふうに考えております。行政主導によるネット販売、今は例えばいろんな所にキャンペーンに出掛けていって、こちらの観光課の職員が霧島のいろんな特産品を持って行ってPRをしているという現状がございます。これを要はインターネットの中でやりますよというようなことになるわけですので、それは十分可能ではないかというふうに思いますし、今、いろんな、例えば旅行券を買うにしてもほとんど今インターネットを利用しているというような状況で、大分そういった購入、いろんな情報を集めるのもインターネットというような社会になってきておりますので、このインターネット販売というものが非常にこれからは有効な手段ではないかなというふうに思います。

○委員（西村新一郎君）

要は、武雄市がそこまで脚光を浴びているというのは、行政が主管になってやっているというのが、消費者の一番の魅力だということがしっかりと放映されていきました。正に私はそういうことだろうと思います。ですから、「民間に、民間に」という発想から、行政がやはり主体になって、民間を動かしていくという一つの窓口、これは非常に大事なことなのかなというふうに思います。そして、海についてはしっかりと、あそこは下井海水浴場から若尊鼻の一带を、もし専門の、いろんな提案をしてくれるそういう方々に、あそこの観光開発を、青写真を描かせてプロポーザルでもされたら、霧島市の職員の方々が作られる案とはまるで違うものが出てくると。そして、霧島市の旅行に関して、この観光に関して、天空の森の有名な田島健夫氏がいらっしゃいますよね。彼がいつも言っていますよね。下井海水浴場からあそこを開発したら、すばらしい施設になるんだと。ところが、あそこに昔造ったいろんな休憩室なんかがありますよね。あれなんかも全部取り払わないといけないということを強く言っていますね。そういう意味でも提案の在り方によっては、今の海のマリンスポーツの発祥の地になり得るのではないかと。というのは、海上スクーターと言うの、あるいはああいういろんなものが今ありますよね、マリンスポーツ機具の中で。そういう若者が集まってきて、国分インターのすぐ隣ですから、いろんな意味のそういう施設の可能性を秘めているんだというふうに言われております。そういうことも含めて、重々、観光行政の柱の中に、後期の中で

そういうこともひとつ議論をしていただきたいと願っておきます。

○霧島ジオパーク推進課長（坂之上浩幸君）

第一次霧島市総合計画後期基本計画の素案におきまして、前期はまだジオパークは全然始まっておりませんでした。後期におきまして、最後のページ、96ページになります。ジオパークの場合、5市1町の宮崎・鹿児島にまたがる5市1町、広域でやっております。それと、事業内容として、観光、教育、防災、環境保全等々にそれぞれ関係してきますので、どの政策・施策にぶら下げるかというのは非常に困難でございまして、企画政策のほうで章立てを別にしまして、「広域行政の推進」ということで、「環霧島会議」、「霧島ジオパーク推進連絡協議会」、それから「錦江湾奥会議」と、この三つを第4章の中に盛り込んでいるという状況です。ジオパークにつきましては御存じのとおり、書いてありますとおり、「環霧島会議を組織する地域の美しい地質遺産を、地域住民、行政等が連携して保護・研究し、教育的活用やジオツーリズムの場として利用できる環境整備を行うことにより、地域社会の活性化に寄与することを目的としている」と。これが、広域の推進連絡協議会で行っている事業の目的といたしますか、全てでございしますが、そういったとどめましたジオツーリズムの場、整備された環境を、それぞれの行政の政策・施策、教育、観光、防災等々で活用していただくというのが霧島ジオパークの願いでございします。

○委員長（山浦安生君）

委員長を交代します。

○副委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。

○委員（山浦安生君）

せっかくジオパークの課長さんがお見えですからお尋ねします。ジオパークで一番大事なものは、その地域と一緒にあって連携しながらやっていくという非常に大事な部分があったと思うんですけども、目的を設けて、それに向かうについては、例えばこのジオパークによる観光客の誘致というふうに考えたときに、まず一番最初にくるのは情報発信だと思うんですね。宣伝だと思うんです。それから、相手方が、例えば東京・大阪の業者の皆さんが、どういうふうに受け止めるのか。それから、プランを作って送り込む。送り込んだときに、例えば交通手段が必要ですよ。昼食もとるでしょうし、それから温泉にも入るでしょうし、それからいろんな食事をとりながら温泉に入る。そして、ガイドによる案内をしていただくというような、いろんな過程の中で、それぞれの業者さんがいらっしゃるんですけども、その業者さん方を一堂に集めて、皆さんで、どういうふうなプラン作りをしていこうかというような会議はなされていらっしゃるんですか。

○霧島ジオパーク推進課長（坂之上浩幸君）

まず、狭いエリア、霧島ジオパークのエリア内におきましては、タクシー、それからバスの業者さんたち、直接の観光業に携わる方たちに対しまして、今、霧島ジオパークというのはこういう動きをしております。今後、コース設定等もしていきますので、またタクシーの運転手さん、それからバスガイドさんなんかにもそのジオパークの魅力というのをお客さんに伝えられるようにということで研修会を進めていくということを開設しています。国内のジオパークなんですけれども、日本ジオパークネットワークという組織がありまして、その賛助会員にJTBが入っております。

ですので、広域的にはJTB等と連携していくことになると思うんですけども、先ほど言いましたように、霧島ジオパークの環境整備を行っているのが私どもの協議会なんですけど、各構成市町の観光行政等々でそういった観光協会のほうとの接点がありましたら、そちらのほうにも売り込んでいただきたいというのは考えているところです。

○委員（山浦安生君）

先ほど西村委員から海のほうの開発、とてもすばらしい考えだと思います。そういうものを実行するに当たっては、例えば、あの若尊鼻の入口の所にカウンターを作って、毎月の統計をとりながら、どれくらい的人数が入っていくのか。そして、ときには土曜・日曜に出向いて行って、あそこでアンケートをする、アンケートをとる。どういうこの地域であってほしいか、あるいは遠方から来た人にとっては、このすばらしい景観を見てどういうふうに思われますかといったような、具体的に踏み込んだところに入っていくと、今おっしゃったみたいなのJTBとか大きいところは確かに大事な部分だと思います。だけど、それも大事なんですけれども、先端の、一番現場で声を聴くことが、非常に連携をとっていく上で、新しいプランを作る上で非常に重要な役割になっていくのではないかというふうに思うわけですが、思うわけでこういう質問もしているんですけどね。ぜひ、そういう一番先端の現場の声というのを大事にしていきたいなというふうに思います。

○霧島ジオパーク推進課長（坂之上浩幸君）

補足で説明いたします。ガイドさんたちも先日、中級の講習会が終わりまして試験をしたところですが、ガイドさんたちも現在40名の方が中級に合格されまして、新年度から中級というワッペンを付けてガイドをされることとなります。従来そのガイドクラブで、クラブツーリズムであったりとかそういうところと連携をとられている部分もございます。それから、環境省のほうとの連携で、ちょっと環境省のほうのジオパークに対する協力体制というのが整ってまいりまして、霧島の国立公園と、それからジオパークの在り方というのを検討する中で、そういったアンケート調査であったりという部分も出てくるかと思えます。今、それを企画中でございます。

○委員（山浦安生君）

今、私が言っているのは、そういう個々のつながりももちろん大事なんです。その個々のつながりを一堂に会してみんなで何かを作っていこうという、このジオパークに対する誘客の、客を呼ぶための方向を見出していかなければいけないわけですよ。そのためには、その一つ一つのつながりも大事です。それを、つながりを作りながら、なおかつ全体的なものをお互いの意見を聴いて、その中で何かを作っていくほうが、よりまたこの実践的なものができていくのではないかというように言い方なんです。答弁は要りませんので、ぜひ、そういうふうに検討してみてください。よろしくをお願いします。

○副委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。

○委員長（山浦安生君）

委員長を交代します。ほかにありませんか。

○委員（時任英寛君）

今、ジオパークが出ましたけれども、今後は、教育委員会でやり取りをしましたけれども、今、

授業でジオパークのことを学んでおります。副読本も配布して、その活用を進めていきたいということでしたけれども、先ほど説明がございました推進連絡協議会の中では、こういう取組が学校教育の中でされていると認識はしているんですけども、横並びでそういう事業展開がされているのか。まず、御確認させてください。

○霧島ジオパーク推進課長（坂之上浩幸君）

教育部門ということでもよろしいですね。[「はい」と言う声あり] これは、ジオパーク推進連絡協議会というよりも環霧島会議の教育専門部会が深く関わってまいります。各構成市町の教育委員会と、それから環霧島会議の教育専門部会等がコラボしまして作ったのがあの副読本でございます。この副読本は、平成21年でしたか、に国土交通省の宮崎河川国道事務所の予算で作られたものであって、霧島市以外はB5判で図書館配布という形をとっていました。霧島市がA4判にそれをやき直しまして、情報も中身も新燃岳の最新情報に入れ替えまして、A4判で、確か6年生全員ですかね、に配布したという経緯があります。また、その活用方法としまして、年に一回、8月ですか、夏休み期間中に学校の先生を集めて、井村准教授からその副読本を活用した霧島の自然の説明の仕方とか、そういうことはやっておりますが、なかなか構成市町ごとに教育と、それからジオパークの携わり方というのはちょっとターゲットが違うといえますか、そういう部分もありまして、例えば高原町のほうで言いますと、青少年を相手にしました防災教育、そちらのほうに特化していたりします。えびの市にいきますと、今度は、サマーキャンプ等はあそこはコカコーラがバックについてやっていますので、そこで活用するとか、いろいろな活用はしているんですが、なかなか一元的にという、霧島市みたいな動きというのはなかなか出てきていないというところが現状だと思います。

○委員（時任英寛君）

だから、先ほど委員長のほうから質問があったように、一堂に会してというか、温度差というのは当然あって、なかなかそのいろんな個々の団体であっても同じテーマで向き合えないということもあるのではないかなという認識をしているんですね。子供たちの教育一つとってもそういうことであれば、なかなか前を進むのに、確かに大枠を決めるのはできるんですけども、具体的に個々の構成市町がどう動けばやはり世界ジオパークが見えてくるという活動自体が、私はなかなか厳しい状況にあるのではないかなと認識はするんですけども、いかがでしょうか。

○霧島ジオパーク推進課長（坂之上浩幸君）

全くそのとおりと言っていいと思います。全部が全部同じ方向を向く必要はないと思うんです。それぞれ構成市町があって、それぞれ特色があって、それぞれ伸びていけばいい。そして、また温度差というお話もありました。ただし、これは逆に言いますと、日本ジオパーク委員会の話の中では、強いリーダーシップを持って引っ張っていくところがあれば、それでもいいのではないかという考えにだんだん変わりつつあります。ジオパークの仕組み自体がどんどん変化しておりまして、例えば世界ジオパークの中では防災という部分の意識はございませんでした。日本のジオパークが世界ジオパークに加盟した段階で防災にもちゃんと力を入れましょうということで、日本が発信元のそういったものになっております。それで、どんどんジオパークも進化し続けているというような言い方をしているんですが、その中でやはりとにかくその5市1町ありますけれども、それぞれ

優れた分野というのがあればそれでいいのかなというふうにも思いますが、大きな方向性というのはやはり一つにしておかないとまずいというふうに感じております。

○委員（時任英寛君）

どうしても議論が混同してしまう部分が出てくるんですよ、錦江湾が国立公園になったということですね。今までは環霧島会議で、結局霧島山を一つの核としてのジオパークに取り組んできたんですけども、国立公園が錦江湾が拡大されたことによって、今度この湾奥会議が出てきて、国立公園の議論をしているのかジオパークの議論なのかというのが非常に市民から見れば見えにくくなる。ただ、これは一体化したものであるんですけども、構成メンバーが違ってくるんですね。このあたりをしっかりとすみ分けをし整理をして物事を運んでいかないと、結局焦点がぼけてくるというような状況も発生すると思うんです。国立公園という、所管はどちらが握るのかな、これは。観光課が握っているわけでしょう。ところが、そこに農林水産部も入ってきているんですよ。シカ対策やら何やらも含めてですよ。そういうことですので、だからまずは物事の整理をしっかりとその部で、市で整理をして持っていかないと、聴く市民が混同してしまうという。それで、ジオパークも国立公園も同じような認識でいけば、これもまたその設置の趣旨が違ってくるわけですので、そのあたりはやはりしっかりと議論をしていかなければならない。そのためには子供たちに学ばせるというのは、非常にこれは先々を考えれば重要なことだと思うわけなんですけれども、今後、やはり教育委員会の立場で物を言っていけば、それぞれの構成市町でそれぞれの立場がありますけれども、ジオパークの推進のための事務局を、ここにあるわけですよ、今。だから、ここからもやはり情報発信というのをしていかなければならないと、このように認識をいたしております。いかがでしょうか。

○霧島ジオパーク推進課長（坂之上浩幸君）

教育に関しましては、新たにこの4月から専門員としてジオパークに1名、専門家が配置される予定です。もちろん霧島市の職員としてですので、霧島市の仕事になるわけですが、ジオパーク推進連絡協議会の構成市町の首長さんの中では、「どうぞ、いろんな講義であったり実験であったりというのを派遣しますので、どんどん使ってやってください」ということで、そこからまず盛り上げていきたいというふうに考えていますし、私どもも霧島市内だけではなくて、よその学校、都城の西高校であったり小林の学校であったりという所に講義に走ったりもしております。だから、そういったつながりをだんだん拡充していけるかと思えます。

○委員長（山浦安生君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで商工観光部に対する質疑を終わります。しばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時17分」

「再開 午後 2時37分」

○委員長（山浦安生君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、議員と語ろかいで出た意見なんですけれども、まだ不確定な部分があって、これから担当課の所管のほうで調べなければいけない部分が出てきましたの

で、これも後で調査の結果を待たなければしょうがないのかなという部分がありますので、ちょっと置いておきたいなというふうに思います。また、近いうちにとするか、早い段階でこの調査をしてもらわなければいけないんですが、そのことを担当課のほうに、所管のほうに話をしておきます。

○委員（時任英寛君）

回答ができる分についてはですよ。全部が全部ではなくてですね。こっちだけですよ。

○委員長（山浦安生君）

はい、そうです。一つだけです。次に、第一次霧島市総合計画後期基本計画の施策で、今後、執行部が具体的に事業を実施するに当たっての提言の取りまとめを行います。

○委員（西村新一郎君）

農林水産部に関しては、私はここでバイオマス発電、ここは何としてもうたっていかなければならない事業だというふうに思います。それと、共通しておりますことは、武雄市の取組、いわゆるその地域の関係者の皆さんの特産品や農産物のネット販売に行政が取り組んでいると。それで、霧島市当局の両部の話の中では、行政が取り組んで取りまとめていって、仲介をなそうかという発想は全く感じられない状況であると。こういう関係者の方々の熱い期待を担った、私は施策の一つになるであろうというふうに思うところです。ぜひともその点は、この計画の中に織り込んでいただきたいし、両関係協議を進めながら対応していただきたいと。

○委員長（山浦安生君）

農林水産部と商工観光部につきましては、そのバイオマス発電ということで、これをぜひ前のほうに進めていただきたい。それから、武雄のネット販売、これにつきましても両部でいろいろと話し合いをしながら、なおかつ行政主導という、民間だけに任すのではなくて行政主導という立場でリードして行ってほしいというようなことを申し添えるということによろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

分かりました。〔「関平鉦泉も伸びると思う」と言う声あり〕はい、そうですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、後につきましては御一任ください。よろしく申し上げます。次に、閉会中の所管事務調査について、項目を「農林水産行政について」、「商工観光行政について」及び「教育行政について」という形で提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。これで本日の日程は全て終了いたしました。以上で産業教育常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 2時43分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 山 浦 安 生